

吉田松陰先生の教育

255.1
151

〇
複写

255.1-151

1200501345218



始



255
15

吉田松陰先生の教育

廣瀬
豊著

吉田松陰先生の教育



國民精神文化研究所囑託
元吉田松陰全集編纂委員
海軍
廣瀬大佐

豊著

増訂版

東京武蔵野書院刊行



255.1
151

はしがりぎ

私は近年吉田松陰全集編纂に従事した關係上、先生の教育に關係ある資料の殆んど全部を見るの機會を得たるを以て、今その主なるもの數種を羅列して、先生の教育の一端を窺ふに便にし、普く同好者の清鑒を仰がんとするものである。若しそれ資料撰擇の疎漏、意見の愚昧等に至りては、所謂盲者蛇に怖ぢざるものと御一笑を賜はり度い。

引用の漢文はすべて読み易くする爲に意譯し、和文もこれに準じた。従つて字句の一々が原文と相違せる點もあるから、原文を望まれる方は吉田松陰全集を参照せられ度い。これが爲に引用箇所を示して置いた。()内の數字は吉田松陰全集の卷名と頁數とである。その他の括弧は皆著者の註である。

本書は曾て櫻楓文庫に掲載された事があつたが、時恰かも吉田松陰全集編纂の途中であつたので、幾多未解決の點が残されてあつた。故に今回は全集完成を期とし、全部の資料によつて加除訂正を加へたものである。

目次

前編 教育の理想と信念	三
第一章 教育の意義	三
第二章 教育の目的	六
後編 教育の實際	
第一章 松下村塾以前	四九
第二章 松下村塾	五三
第三章 教育の實施方針	五六
第四章 教育的精神	六六
第五章 訓育	七七
第六章 教授法	八三
結論	
文政十年詔	九七
神國令(神國由來)	九七
士規七則	100
吉田松陰年譜	

吉田松陰先生の教育



第一章 教育の意義

近世日本の生んだ最大の教育家は誰であるかと云ふならば、先づ第一に吉田松陰先生を挙げねばならぬ。げに世には教育の理論家又は思想家と稱するものが多い。然しその實行家は鮮い。又たとひ言行一致の教育家がありとするも、松陰先生の如く僅かに三十歳未滿の青年にして、雄大な教育の理想を徹底し、日本を背負つて起つ人をあんなにも多數養成して、直接新日本の建設に貢献せしめ、尙ほその遺響は愈々力強く萬世を指導しつつあるものは、先生を措いて外にはないであらう。故に先生は眞の日本國民教育者として、且つ又最大の國民教育者として神に祭ら

れ、事實上教育の神となつたと云ふ事は偶然ではないのである。先生は曾つてかう云つて居る。妄りに人の師となるべからず。又妄りに人を師とすべからず。必ず眞に教ゆべき事ありて師となり。眞に學ぶべき事ありて師とすべし。^{*註一}熊澤了介の中江藤樹を師とするが如きは、師弟共に各其道を得ると云べし。且道は古聖賢大抵言(ひ)盡せり、行(ひ)盡せり。今の學者、多くは其書を觀て口眞似をなすのみ。別に新見卓識(の)古人に駕出するあるに非ず。然れば師弟共に諸共聖賢の門人と云者なり。同門人の中にて妄(り)に師と云ひ、弟子と云は、第一古聖賢へ對して憚多き事ならずや。^{*註二}佐藤直方の師道を以て居らざる、實に感ずるに餘あり。(講孟餘話、全)(二ノ三一)

*註一、熊澤了介(藩山)廿三歳の秋八月、備前より近江に赴き、中江藤樹に面會を求めたが、藤樹はこれを謝絶した。

藩山は仕方なくまた備前に歸り、後冬十一月、又再び赴きて再會を求めた處が、今度は面會を許されたが、藤樹の云ふのに、父母はどうしていらつしやるかと、藩山は答へて、両親は故郷に置き、弟が世話をして居る、と。藤樹又曰ふ、親を養ふことが出來ず、弟に託して來る様な人は、問しても無駄だ、學問は孝を第一とする、故に實地に孝養を盡して居れば、それが本當の學問と云ふものだ、これから歸つて本當の學問をなさつたがよい、と。そこで又直に歸りてそれを父母に告げ、遂に父母の許しを受けて、両親と一緒に近江に至りて教を乞うた處が、始めて入門を許されたいふ事である。

*註二、佐藤直方は非常に謙遜な人で、自ら師匠ぶらぬ人であつた。

熟々此文を拜讀するに、この文の主眼とするところは「妄りに人の師となるべからず」の一句である。眞に教ふべき事があり、眞に教へる資格があつて、始めて人の教師となるべきで何等教

ふべき必要もなく、従つて教ふべき事もなきに、只漫然として人の師となるものではない。又假令眞に教へる事があり、已むなく、人の教師となつたとて、自分が教師だとか、お前は弟子だとか云つてはならない。一體我々は皆等しく聖人賢人の門弟ではないか、それを何ぞや、師と云ひ弟子と云ふは、聖賢に對して憚り多い事ではないか、と。だから先生は殆んど弟子を「弟子」と呼んだ事がない。いつも同僚としての尊號を用ゐて、丁寧過ぎる程丁寧な言葉遣ひであつた。この邊の處は「親鸞は弟子一人ももたず、なにごとををしへて弟子といふべきぞや。みな如來の御弟子なればみなともに同行なり」と云つた親鸞にそつくりである。古今聖賢の心境は、互ひに同じきもの哉と感歎に堪へない。

かくの如く、人生そのものに對して恭謙であり、従つて又教育に對してかく徹底した考へを有つて居た先生が、事實門人を集めて教授し、遂に松下村塾の主となつたからには、必ずや只事ではなく、眞に已むに已まれぬ爲に、必ず教へなければならぬ急務ありと感じたに相違あるまい。然らば、その必ず教へなければならぬと感じた急務とは、そもく何事であつたか、これは翻りて松下村塾記に見ねばならぬ。

第二章 教育の目的

第一節 松下村塾記

松下村塾記は、安政三年九月四日(或は五日)に書いたものである。當時松下村塾は、母方の叔父久保五郎左衛門久成が經營して居つたもので、松陰先生はまだ實家の杉家に謹慎中の身であつた。然し近隣の子弟が教を乞うて集り來り、それに久保の松下村塾の塾生も交り、兩者の關係は甚だ密接であつた。

この時松陰先生が、久保叔父の依頼に應じて書いたのが、この松下村塾記である。その大體は松下村塾の成立沿革から、その抱負を述べて、村塾の目的を示し、將來自分がこの塾に關係する様な事があれば、斯々の理想と信念とを以て、教育に當り度いといふ事を述べてある。即ち、長門の國たる、山陽の西陲(すう)に僻在す。而して萩城は連山の陰を蔽ひ、渤海の衝に當る。その地海を背にして山に面し、卑濕隱暗なり。吉見氏の故墟(しうゑと)にして古は甚顯れず。二百年來乃ち本藩の治むる所となる。ここに於てか山産海物四方より輻輳し、嚴然として一都會をなす。城の東郊は則ち吾が松下邑也。松下の邑たる、南に大川を帶ぶ。川の源は溪澗數十里にして人能く窮むるなし。蓋し平氏の遺臣嘗て隱匿する所なり。その東北の二山、大なるものを唐人山となし、

朝鮮俘虜の鈞陶する所なり。小なるは長添山となし、松倉伊賀の廢址なり。伊賀嘗て大内氏の將岩成豊後と數々陣原(ちんばら)に戦ひ、連りに敗られ、遂に大將淵(ぶち)に投じて死す。原と淵と今皆存すと云ふ。山川の間、人戸一千、士農在り工商在り。昔時忿惋不平の氣、今は則ち鬱然(あひ)として發して人物となり、煥乎として一勝區となる。然れども吾常に怪しむ、昔時忿惋不平の氣流れては川となり、峙(そ)ては山となり、發しては則ち人物となり、以て所謂一勝區と成るは、固よりその常のみ、苟くも奇傑非常の人を起して奮發震動し、乾を轉じ坤を撼かし、以て邦家の休美を成すに非ざるよりは、將た何を以て山川の氣を一變して、その忿惋を平にするに足らんや。況んや萩城の隱暗(かくれ)て顯はれざる亦已に久し。今は則ち嚴然たる一都會となる。これ猶眞に顯はるゝものにあらず。特にその機先(きさし)の兆のみ。今松下は城の東方に在り。東方は震となす。震は萬物の出づる所にして又奮發震動の象あり。故に吾謂へらく、萩城の大に顯はれんとするや、それ必ず松下邑より始まらんかと。去年余獄を免されて松下に家居するや、外人に接せず、獨り外叔久保先生及び諸從兄弟、時々過り訪はる。因りて共に藝道を講究す。家嚴、家叔(玉木文)と家兄と又從てこれを獎勵せらる。吾族の盛大なる、蓋し將に往くく一邑を奮發震動せんとするなり。初め家叔先生の徒を集めて教授するや、その家塾に扁(ひだ)をかけて松下村塾と曰ふ。家叔已にして官(やくにん)となりその號久しく廢す。外叔已にして邑の子弟を會してこれに教へその號を

沿用ゆ。頃余に命じてこれを記さしむ。余曰く、學は人たるの所以を學ぶなり。塾は保くるに村名を以てす。誠に一邑の人をして、入りては則ち孝悌に、出でては則ち忠信たらしめば、則ち村名を係けて辱しめず。若し或は然る能はずんば亦一邑の辱とならざらんや。抑々人の最も重ざる所は君臣の義なり。國の最も大なりとする所は華夷の辨なり。今天下は如何なる時ぞや。君臣の義、講せざること六百餘年にして、近時に至り華夷の辨を合せて又これを失ふ。然して天下の人まさに安然として計を得たりとなす。神州の地に生れ、皇朝の恩を蒙り、内には君臣の義を失ひ、外には華夷の辨を遺る。則ち學の學たる所以、人の人たる所以それいづれに在りや。これ二先生の痛心せらるゝ所以にして、余がこの記を爲らざるを得ざるも亦こゝに在り。噫外叔先生誠に能く一邑の子弟を教誨し、上は君臣の義と華夷の辨とを明かにし、下は又孝悌忠信を失はず、然る後奇傑非常の人起つてこれに従ひ、以て山川忿惋の氣を一變し、邦家休美の盛を馴致せば、則ち萩城の眞に顯はるゝこゝに於てか在らんとす。豈特に一勝區一都會のみならんや。果して然らば、則ち長門は西陲に僻在すと雖も、その天下を奮發して四夷を震動するも亦未だ量るべからざるのみ。余は罪囚の餘にして言ふに足る者なし。然れども幸に族人の末に居る。もしその子弟を糾輯め、以て二先生の後に繼ぐが若きことあらば、則ち敢て勉めずんばあらざるなり。外叔先生曰く、子の言は則ち大なり。吾は敢てせざるなり。請ふ邑人

に切なる者を聞かんと。余曰く、古人月旦の評あり、今且に子弟の爲に三等を設立し、分ちて六科となし、各その居る所を標し、月の朔に升降し、以てその勤惰を驗さん。曰く進徳、曰く専心、これを上等となす。曰く勵精、曰く修業、これを中等となす。曰く怠惰、曰く放縱、これを下等となす。三等六科、志の趨く所、心の安んずる所、爲して可ならざるはなし。誠に邑人をして、皆進んで上等の選たらしめば、則ち吾の前言は未だ必ずしもその大を憂へざるなりと。先生曰く、善しと、因りて併せて記す。

安政三年丙辰九月、吉田矩方撰(全三ノ五一—五三原漢文)

(註) 松下村塾記は三種類あり、皆多少異つて居る。これは丙辰幽室文稿所載のものである。

茲で吾々の最も問題とする處のものは、所謂必ず教へなければならぬ事として、教育の理想を述べた點にある。そは、學問の目的は「人たる所以を學ぶにあり」、而してその人たる所以は、人倫道徳にあり、その人倫道徳中で、最も重大なるものは、「君臣の義と、華夷の辨なり」と前提し、

「今天下は(日本國家)は如何なる時ぞや。君臣の義講せざること六百餘年にして、近時に至り華夷の辨を合せて又これを失ふ。然して天下の人、まさに安然として計を得たりとなす。神州の地に生れ、皇朝の恩を蒙り、内には君臣の義を失ひ、外には華夷の辨を遺る。則ち學の學たる所

以、人の人たる所以それいづれに在りや……」
と云つて居る。然らばこの松下村塾の教育理想は、正に、内は君臣の義を、外は華夷の辨を明らかにするにある。茲に君臣の義を正すとは、換言すれば尊皇の事であり、華夷の辨を明らかにするとは、攘夷の事である。されば我等、先生の教育理想と信念を知らんとするものは、先づその尊皇攘夷論の神髓を研究して見なければならぬ。

第二節 尊皇攘夷論

松陰先生の尊皇攘夷論は、驚くべき徹底的のものであつたと同時に、決して一朝一夕の産物ではなかつた、所謂三つ見の魂から始まつて、三十年の間に、幾多の苦き體驗と、思想的惡戰苦闘を経て到達し得たるもので、遂に已むに已まれぬ破目に立到り、敢然として教育に突進したものであつた。故に吾々は、本當に已むに已まれぬものであつたか、即いかに深き且強烈なる必然の要求であつたかを探つて見よう。

一、搖籃時代

松陰先生は、所謂安政大獄の暴風に遭つて、安政六年五月十四日、江戸に護送さるるの豫報を受け、その廿五日に萩を出發したのであつた。その二日前即ち廿三日に、父上に永訣の詩を上つ

た。その詩に、

平素麻おぼひに趨おもひき訓誨に運ぶ。この行獨り嚴君を慰むるを識る。耳に存す文政十年みことりのの詔。口に熟せいす秋洲しゅうしゅう一首の文。小少にして尊攘の志早く決す。倉皇たる與馬の情なんぞ紛せん。温清せいあま剩し得たり兄弟に留む。直ちに東天に向つて怪雲を掃はん。(全、七ノ)

(註) *一、文政十年に、徳川家齊が太政大臣に任ぜられた時の詔書である。この時將軍は江戸に在りながら優詔を拜し、世臣をして入朝恩を謝せしめたと云ふので、父百合之助は遙かに京師を拜して泣いたと云ふ事である。

*二、玉田永教の著、神國由來の事。(附録参照)

何といふ立派な詩であらう。意譯して見れば、私はいつも御訓に違つてばかり居つたが、今度といふ今度こそは、聊か父上の御心を慰むる事が出来ると思ふ。願れば幼い時に教はつた勤王の詩文は、今だに尙ほ記憶して居る。私の尊皇攘夷の決心は、全くお父様に教へて頂いたものである。今や永久に御訣れ申上げるに就ては、誠に感慨無量である。不孝なる私は今日に到る迄何等の孝養も盡すことは出来なかつたが、その方は幸に弟妹に頼んだから、私は安心して東方江戸に参り、お父様の御精神を以て、幕吏共を説破し、以て尊皇攘夷の精神を貫かうと思ふ。といふのであつて、父の教育の如何なるものであつたか分る。と同時に松陰先生の行動は、全く父の志を實行したものであると云つてよい。

尙ほ又叔父玉木文之進並に叔父竹院和尚などの影響も大きかつたことは、到底こゝに述べ盡す事は出来ない。

二、青年時代（十六・七歳）

人間の十六・七歳は、感受性の最も強い時であつて、この頃の影響は、又大に將來に影響するものである。この頃の先輩で、最も先生に關係が深く、後年に至るも、その影響感銘の深いのは山田亦介（號含章齋）・山田宇右衛門（號治心氣齋）の二人である。

○（贈正四位）山田亦介の影響

松陰先生が、安政五年に、往事を追懷して、

……十四年前、僕年甫めて十六、先生含章齋に謁す。先生一見僕を招きて曰く、近時歐夷日に盛に、東洋を侵蝕し、印度先づその毒を蒙り、而して滿・清繼いでその辱を受け、餘燭未だやまず。琉球を朶くわん願し、突に崎嶇せきごさきに來る。天下の人士、方に心を痛め首を疾いためて、防禦を以て急務となす。殊に知らずや、夷の東進するや、彼必ず傑物あり。傑物の在る所その國必ず強し。國強ければ敵なく、長策を振つて雄略を建て、もつて人をして己に備ふるに違いとまあらざらしめんとす。何ぞ區々防禦と云はんや。維おもふに我が神州、萬國の上游（流）に屹立し、古より威を海外に輝す者は、上は則ち神功皇后、下は則ち北條時宗・豊臣秀吉數人のみ。吾おんみ子は年富み才足

る。激昂して以て勳名を萬國に建つる能はざれば、夫たのもしきひとに非るなりと。當時僕自ら揣摩はくみらず。

慨然として自ら任ず。謂ゆる時宗・秀吉は誠に及び易からず。然れども、義律エリク・伯麥・馬里遜

（アヘン戦争當時の英國の將軍）の如きは陋夷の小材にして、何ぞともに校くらぶるに足らんや。……（全四ノ九）九原漢文

これで即ちその一斑が分る。又もう一人、

○（贈正四位）山田宇右衛門の影響

この人も亦、世界の大勢を論じ、西力東進の恐るべきを告げて、若き松陰先生の奮起を促した人である。この人に就て、それぐの文書があるが、紙面の都合で略する。（全二ノ四七九）

三、水戸學の影響（二十二・三歳）

嘉永五年六月頃、松陰先生より友人來原良藏（贈四位）に宛てた書中に、かういふ事が述べてある。

……客冬水府に遊び、はじめて會澤（伯民）・豊田（天功）の諸子に踵いたり、その語る所を聴き、（すなは）輒すなはち嘆じて曰く、身皇國に生れて、皇國の皇國たる所以を知らずして、何を以て天地に立たんやと、歸るや急に六國史を取りてこれを讀む。……ここに於て卷を投じて起ち、劍を抜いて跳び、慷慨悲憤して自ら禁ずる能はず。……（全四ノ五二）九原漢文

要は、昨年即ち嘉永四年に水戸に遊んで、水戸學の錚々たる人達と面會し、議論を上下した時に、日本に生れて日本の日本たる所以を知らんでどうするか、と氣がつき、驚いて、歸國以來、

六國史（日本書紀・續日本紀・日本三代實錄）を讀んだと云ふのである。松陰先生ともあらうものが、この時迄日本の國體に就て、はつきりした自覺を持つて居なかつたといふのは、誠に不思議の次第であるが、事實は事實であるに相違ない。のみならず何人でも徹底した自覺にはさう容易に達し得らるるものではない。尙ほ先生は、水戸學が好きで、常に「神州の道ここに在り」（全二ノ）と云つて居た位である。だから大日本史は勿論の事、會澤伯民の新論の如きは、記録にあるだけでも、六回も讀み、その一回毎に數遍も繰り返し熟讀して居る。その他同著者の及門遺範・草偃和言・迪彛編・下學瀾言や、三宅觀瀾の中興鑑言、栗山潜鋒の保健大記、藤田東湖の正氣歌や弘道館記流義を愛讀して居つた。以ていかに水戸學に傾倒して居つたかゞ分るであらう。

尙ほ松陰先生の尊皇攘夷思想に著しい影響を與へたものとして、毛利家の勤王事蹟、並に佐久間象山の思想を見逃してはならぬ。然し此處では省略して置く。山鹿素行に就いては後に節を改めて語るであらう。

四、米艦來航（二十四歳）

米艦浦賀來航の際は、先生は丁度江戸遊學中で、時は嘉永六年六月四日の晩であつた。先生は友人と一緒に兵書を讀んで居た。そこへ一大警報が達したので、先生はすぐに書を投じ、袂を拂つて飛び出し、一目散に佐久間象山の塾に行つて見たところが、象山及其の門弟達は、已に出發

の後であつた。そこで先生は晝夜兼行で浦賀に急行し、五日の夜には浦賀に達して、米艦の振舞を實見したのであつた。その實情を目撃しては、流石に、悲憤慷慨その極に達し、「七度人間に生れてこの賊を亡ぼさん」と決心したのである。然し乍ら、この賊たるや簡單に片づける譯には參らない。先づ目下の急務は、敵情偵察にあると見て取つた先生は、佐久間象山先生及叔父竹院上人とも相談の上、自らこの任に當らんと決心し、當時長崎に碇泊中のロシア軍艦に投じて、歐米に渡らんと、九月十八日に江戸を立ち、十月一日京都に着き、翌二日の朝齋戒沐浴して二條の御殿を拜した。思ふに先生の胸中は、今から海外に向つて出發するが、これが最後のお訣れと思つては、流石に萬斛の涙停め得ぬものがあつたであらう。その涙こそ次の詩である。

山河襟帶自然の城、東に來り日として帝京を憶はざるなし。今朝盥嗽ぎて鳳闕を拜す。
野人悲泣行く能はず。鳳闕は寂寥としていま古にあらず。空しく山河ありて變更なし。
聞ならく今上聖明の徳。天を敬ひ民を憐み至誠に發す。鷄鳴乃ち起きておんみづから齋戒し、妖氛を掃つて太平を致さんと祈りたまふ。從來英皇不世出。悠悠機を失す今の公卿。人生は萍の如く定在なし。いづれの日か重ねて天日の明を拜せん。（全七ノ）
（三二八）

（註）この詩は六種あるが、これは長崎紀行にある當時の作である。

五、士規七則時代（二十六歳）

士規七則は所謂武士道の憲法であるが、當時先生の尊皇思想が、いかなる程度に迄達して居たかは、これでその一斑を窺ふことが出来る。即ちこの士規は第一條に人の道を論じ、第二條に日本人の道を述べて居る。而して凡そ日本人たるものは、何はさておいても、日本の國體の尊嚴を覺らねばならぬ。その國體の尊嚴とは、萬世一系の天皇を奉じて居る事と、忠孝一致とである。

○第二條 凡皇國に生れては、宜しく吾が宇内に尊き所以を知るべし。蓋し皇朝は萬葉一統にして、邦國の士夫世祿位を襲ぐ。人君民を養ひて祖業を續きたまひ、臣民君に忠して父志を繼ぐ、君臣一體忠孝一致なるは、唯吾國を然りと爲す。(全三ノ)

元よりこれ等の文章は、先生も云つて居る通り、既に先覺者、特に水戸學者などの云ふ處で、敢て先生の創見ではないが一たび松陰先生の魂となり、再びその肺肝を吐露したものととして大いに尊重すべきものである。又こゝに忠孝一致が我國の特長であると云ふ事の意味を、友人赤川淡水あはに與へた書に説明したものがあつた。その要領は、

支那の様に、父が忠誠を盡して仕へた君主を、子が敵とし、或は、子が忠誠を盡した君主を、孫が敵とする様な國では、忠孝は一致しない。然るに我國の天皇は天壤無窮の天皇であり、臣民も亦天壤無窮の臣民であるから、父の忠は子の忠、孫の忠と、子孫は祖先の志を繼いで行けば、人間の最高道徳が完全に行はれるのである。つまり人道が完全に行はれ得る國であるか

ら、眞に理想的の國家と云ひ得べく、尊嚴無比只我國を然りとなすとはこの事である。(全、一〇)と、云ふのである。

但しこの士規には、封建制度下の藩主と藩士との關係も亦、只我國を然りとなすと認めてあるが、當時の社會事情と、先生の氣持から、無理もない事であつたかも知れぬ。(附録参照)

六、山鹿素行の影響 (二十七歳)

山鹿兵學の神髓は文武兼備を理想とし、兵學の原理を儒教の哲理に置き、更に進んで日本國體に基づいて居るのである。これ即ち山鹿一流の特長にして、兵學と云はずして武教と稱する所以も亦こゝにある。されば幼より山鹿流兵學師範の家を嗣ぎ、この武教の研究に没頭したる先生は早く既にその奥義を究め一生研鑽を怠らず、素行の大信仰者であつた事は勿論にして、常に先師々々と敬稱し、素行の後繼者を以て自ら任じて居つた。實際また先生は當時三十足らずの青年師範であり乍ら、同流に於ては既に日本第一の力量者であり、遂には山鹿學統中最大の傑物となつたのである。

故に素行を信ずること篤く、安政三年(廿七歳)の秋、素行の著武教全書を講ずるに當りて、「何故余が殊更に先師の書を信仰するかなれば、吾が先師の教は此書を見れば具に知らるゝ事なれ共、其一端を云はゞ、先師曾て北條安房守の宅へ召出され、赤穂謫居の命を承られたる時の

事を見ても、先師平日の覺悟筋を知るべし。又赤穂の遺臣亡君の仇を復したる始末の處置を見ても、大石良雄が先師に學び得たる所知るべし。國恩の事に至りては、先師滿世の俗儒外國を貴み我邦を賤しむる中に生れ、獨り卓然として異説を排し、上古神聖の道を窮め、中朝事實を撰ばれたる深意を考へ知るべし……」

とて、その國體思想に感激し、なほ進んで、

「余は罪囚の餘にて他人に接すべき身に非ざれ共、其獨り自ら志す所は皇國の大恩に報ひ、武門武士の職分を勤むるにあり」

といひ、その職分として、七生滅賊は、實に「先師の遺教を奉ずるなり」とも云つて居るのである。(全三ノ九八、一二五)以て先生の尊皇攘夷思想が、いかに素行の思想に負ふところ大なりしかを知るに足るであらう。

七、講孟餘話時代(二十七歳)

講孟餘話は、孟子を講義し乍ら、尊皇攘夷思想の理論的研究をやつたものとも云へる。故に先生の思想的體系を窺ふには最も大切なものである。先づその尊皇論から見て行かう。

○尊皇論

(一)孟子序説

先生は先づ開卷第一に、「經書を讀むの第一義は、聖賢に阿おもねらぬ事かた要なり。もし少しにても阿る所あれば、道明ならず、學ぶとも益なくして害あり……」と云つて、聖賢の言と雖盲信はせず、飽迄道理に立つて、自由に論評を下すべき事を宣言して居る。尙ほ自分の立場は、純粹理想主義であつて、所謂功利主義には絶對反對であると陳べ、この見地から孟子を見る時には、色々の場合に説の合はない點がある。その最も重大なるものは國體論である。換言すれば尊皇論である。元來孟子には、功利主義の點がある。これは孟子といふよりも、支那民族の通性で、支那の國體は、その通性に基ついて居る事は極めて明らかなことである。日本人は理想主義者であり、非功利主義者である。その通性が日本國體となつて居るのであるから、互ひに相容るゝ事の出来ない信念上の相違があることは、これ亦極めて明白である。されば先生は、孟子を讀むに當りて先づこゝに着目して、門弟に對して一大警告を與へたものである。即ち

漢土に在(り)ては君道自ら別なり。大抵聰明睿智億兆の上に傑出する者その君長となるを道とす。故に堯舜はその位を他人に譲り、湯・武はその主を放伐すれども聖人に害なしとす。我邦は上天朝より下列藩に至るまで、千萬世に襲しよして絶えざること中々漢土などの比すべきに非ず。故に漢土の臣は例へば半季渡りの奴婢の如し。その主の善惡を撰んで轉移もとよりする事固其所なり。我邦の臣は譜第の臣なれば主人と死生休戚を同ふし、死に至ると雖ども主を棄て去るべきの道

絶てなし。嗚呼我父母は何國の人ぞ、我衣食は何國の物ぞ、書を讀み道を知る亦誰が恩ぞ、今少しく主に遇はざるを以て忽然として是を去る。人心に於て如何ぞや……(全二ノ二六四)

即ち支那は功利主義である。それ故に當然主智主義にならなくてはならぬ。何となれば國民個人の利福をはかる爲に、いかなる人物が君主となつた方が好都合かと云へば、その國中で一番の智者が最適任であるに相違ないからである。日本は人情主義である。人情は人たるの道義の出づる處にして「道を明にして功を計らず、義を正して利を計らず。」(全二ノ二六三)と、國民個人の利福よりも、人情より起る道徳を重しとする。これが日本人の立場なのである。だから國體の相違は全くここに基づくものである。

以上は只全體の立場を述べたものであるが、その詳細なる理論は、全卷を通じて詳説されてある。然しその最も重大なる部分は、共和國體論に對する駁論である事は云ふ迄もない。

(四) 天下は一人の天下にあらざる説

國體に關して論じたるものゝ内で、最も重大なる部分は、孟子盡心章下第十四章中「民を貴しとなす。社稷これに次ぐ、君を輕しとなす」(全二ノ四六二)の部に論じられてある。これは云ふ迄もなく支那の國體論で、民主主義を主張するものである。近頃法學者などの云ふ天皇機關説である。この章の解釋の内に、近頃藩校明倫館で、天下は一人の天下にあらざる説といふ作文の課題が出た

さうだ云々とある様に、門弟の齋藤榮藏が、明倫館の生徒でもあつたので、この課題に對する答案を作つて先生の批評を乞うた。その内容が、この章に於ける松陰先生の國體論の神髓を、まことによく説明して居る。故にこゝにその作文の問答を述べて見よう。先づ第一回の齋藤の文章、及これに對する先生の批評。

天下は一人の天下にあらざる説 齋藤榮藏

上に蒼然たるものは天といひ、下に潰然たるものは地といふ。その兩間に莽然たるものは人といひ、禽獸草木といふ。然して人獸草木の莽然たる所以は、これ皆天地の然らしむるなり。故に天地より視れば、即ち一葉の細一毛の微も皆その(天の)有なり。況んや民をや、書(經)に曰く、天の視るは我が民より視る。天の聽くは我民より聽くと。故に民は天なり。天下なるものは天民の天下なり。一人の私有にあらざるなり。然れども、古は聖王の天下を治むるや、封ぜんとすれば、則ち百里の地萬戸の邑、これを與ふること敝屣を棄つるが如し。罪せんとすれば、則ち封を滅じ、邑を削り、甚しきはその身を殺すに至る。而してなほこれを一人の有にあらざるといふは、豈可ならんや。(答へて)曰く、仁人賢者は天下崇尊欣慕せざるなし。故に天下これを封ざるなり。聖王これを封ざるにあらざるなり。暴君汗吏は天下これを視ること讐敵の如し。故に天下これを罰するなり。聖王これを罰するにあらざるなり。今それこゝに一器も

り、己れこれを人に與へんと欲すれば、即ち與ふべく、己れこれを後(代子孫)に傳へんと欲すれば、即ち傳ふべくして、然る後これを一人の私有といふ。己れこれを人に與へんと欲して與ふべからず、己れこれを後(代子孫)に傳へんと欲して傳ふべからずして、これを一人の私有といへば、則ち三尺の童子も亦笑ふ。堯舜も亦人のみ。その情豈これを子に傳へんと欲せざらんや。而も子に傳へざるは天下の從はざるを知らばなり。(夏王)禹はこれを益(賢臣伯)に傳へんと欲すれども、謳歌朝覲する者益にゆかずして啓(禹の子)にゆく。禹の賢にしてもまた奪ふ能はざるなり。秦皇(秦の始皇帝)は隴・蜀の山を右にし關(函谷)・穀(山)の險を左にし、これに加ふるに、萬里の長城を以てし、自ら以て子孫帝王不拔の業となす。而かも天下從はざれば則ち墳土未だ冷かならずして宮城煨燼る。これを後(代子孫)に傳へんと欲して傳ふべからざることかくの如く、これを人に與へんと欲して與ふべからざるやかくの如し。而して尙ほこれを一人の私有といへば則ち三尺の童子の笑となるを免れず。これによりてこれを觀れば、天下は一人の天下にあらざること決せり。(全四ノ六六 六原漢文)

こゝに最も注意を要すべきは、支那人の云ふ天の意味である。天は一見偉大なる自然力、即ち一種の神祕力を意味するかの如く見えるが、實は人民を指して居るのである。即ち君主の地位がその人民の意志によりて決するので、全く共和主義である事明かである。個人の安寧幸福を以て

人生の第一義と考へる國民は、かくの如き歸結に達するのは、極めて當然であると思ふ。

(松陰先生の評)

天下は一人の天下にあらずとは、これ支那人の語なり。支那は則ち然り。神州に在りては斷々として然らざるものあり。謹んで按ずるに、我大八洲は、皇祖の肇むる所にして、これを萬世に傳へて、天壤とともに窮りなきものなり。故に天下は(天皇)一人の天下にして、他人の窺(うかが)ふべきにあらず。請ふ必ずかゝること無事(なま)を(例)設けて、以てその眞に然らざること明にせん。(即ち)本邦の帝王にして或は桀・紂(夏の桀王、殷の紂王、共に支那の暴君)の如き虐(あや)あらば、億兆の民は唯首(かうべ)を駢(なら)べ領(くび)を並べて宮闕に詣り號哭し、仰いで天子の感悟を祈るのみ。不幸にして天子震怒(い)りたまひ、盡く億兆を誅せば、四海また子遺あるなし。而して後神州は亡ぶ。(註、亡びても已ふ意)若し尙ほ一民の存するあらば、(宮)闕に詣りて死せば、則ち神州の民なり、(宮)闕に詣りて死せざれば、則ち神州の民にはあらざるなり。この時に當り、夫の(殷)湯(王)・(周)武(王)の如きものありて、放伐の擧に出でなば、その心仁と雖も、その爲すところ義と雖も、支那人にあらざれば、則ち天竺人なり。歐羅巴人にあらざれば、即ち利漢人にして、竟に神州人にはあらざるなり。而して神州人は尙なんぞこれに與(あ)からんや。下邦國(各藩を)に至りても亦然り。今防長兩國なるものは、(藩主)一人の兩國なり。一人にして在(い)ませば、則ち兩國在るなり。一人

にして亡ぶれば、則ち兩國亡ぶ。不幸にして一人その人にあらざれば、則ち兩國の民皆諫死すべし。若し或は死せずして、去つて他國に往けば、兩國の民にはあらざるなり。山中に隠れて耕すも、兩國の民にはあらざるなり。萬一支那の所謂君を誅して民を弔むるとき者あらば虎狼のみ。豺犀のみ。決して人にはあらざるなり。故に曰く、一人の天下にあらざるとは、特に支那人の語のみ。然りと雖も、天下の人皆天下(の興隆)を以て己れが任と爲して、天子を輔け邦君(藩主)を弼くるを以て、己れが職となすべし。貴賤尊卑を以てこれが隔限(へだてかぎり)をなすべからず。これ則ち神州の道なり。これを或は以て一人の天下にあらざると爲すや。

この義、僕日夜眷々、死生自ら任ず。別に詳説あれども、今はこれを致さず。然れども評する所についてこれを見れば、或はその要を得たり。尙も異論あらば、急々これを教へよ。(全三ノ三 二原漢文) 何といふ眞剣な態度であらう。*齋藤は當時二十一歳、明倫館の秀才であつた。彼が全力を揮つて書いた様子が、文にも筆勢にもよく見えて居る。今時これ程の大問題を、全く遠慮會釋なく師匠に叩きつけて來る青年があるだらうか。斯くありてこそ本當の信念に達することが出来るのである。

然し乍ら、それにもまして、先生の態度の壯嚴なる精神的王國の維持の爲めには、この地上の國家は亡びるも已むを得ないと言ひ切つて居る。さうして又その上、日夜眷々、決死の覺悟を以ての論議である。とても今時の學者の思ひ及ばざる處、否古往今來これ程大膽に、思ひ切つた例を設けて、徹底的の論を進めた人はあるまい。誠にかくありてこそ、百の疑問も一刀裁斷し得るのである。然かもなほ「異論あらば急々これを教へよ」と、その深切丁寧には泣かされる。

* 齋藤榮藏は後に境二郎と改名し、島根縣令として名聲の高かつた人である。生前正五位に叙せられ、晩年萩の故山に歸り、松陰神社及松下村塾の保存等に盡力した。

(八) 齋藤の第二書

齋藤は前述、先生の批評によつて、なほ十分納得ができなかつたので、直ちに第二書を提出した。頗る長文であるが、その要旨は、日本國家の成立には、(一)土地と(二)人民と(三)位とがある。その中の位は萬世不易であるが、土地人民の主配權は、天皇の御德薄い時には人民に歸してしまふ、故に神武帝以來の主配權も、後白河帝その德を失ふや、政權武門に歸したのである。これは天命で何とも致し難いとて、歴史上の事實より説明したものである。而してその結論は、

……榮の所謂天下(今の所謂國家)なるものは、位(の謂にあらざるなり)。土地人民の謂なり。位は(天皇)一人の位にして、天下(民)の位にあらざるなり。(故に)天下(國家)は天下(民)の天下(國家)にして、(天皇)一人の天下(國家)にあらざるなり。(全四ノ六七 〇原漢文)

と云つて、位を土地人民の主配權より離してしまつた。

これに對する先生の批評も亦頗る詳細なもので、後白河帝が御徳を失はれたと云ふが、帝が徳を失はれた時には、吾々の祖先は何故これを傍觀して居つたか、何故それをお諫め申上げなかつたか、何故輔佐し奉らなかつたか、帝の御失徳よりも、我々の祖先の忠誠が足りない事が、恥かしくはないか、と云つて、次に左の如く書き送つて居る。

○武臣の權勢を攘むや、蘇我氏なり。藤原氏なり。平氏なり。その權を擅にし、君に要るものは古へより一にあらざり。特に源氏に親るにあらざるなり。而して寶祚の隆まさんこと、天壤と共に窮りなかるべし。豊蘆原中洲は神孫の王たるべきの國なり。疑を置くこと勿れ。

○忠孝一致と云事、皇國に限る事なり、御深思可被成候。

○眼を開いて神代兩卷(日本書紀)を讀み玉へ。吾々の先祖は、誰か生(ん)だものか。辱(かたじけな)くも、二尊

(伊弉諾尊)に生(ん)で貰つて、日神(天照皇)に教(へ)且(つ)治(をさ)つて貰つて、天壤と窮りなきものが

俄に君父に負(こ)く事は勿體なくはないか。最早これきり不申なり。(全四ノ)六七〇)

茲には、齋藤の諮問の要點である土地と人民と位との問題が、答へられて居ない。何故答へなかつたであらうか、先生はこの人に對しては、他の所に次の意味を述べて居る。

位は主權の所在であつて、土地と人民とを主配する大權であるから、土地人民を主配する大權のない位などいふものはある筈がない。所謂虚位を擁する天皇と云ふものは、あり得ないのである。(全二ノ)五四一)

ある。(全二ノ)五四一)

即ち日本に於ては、土地人民は皆天皇のものである。(全二ノ)二七九・四六二)

普天の下王土にあらざるはなく、率土の濱王臣にあらざるはなしとは、正しく我日本國の姿である。(全二ノ)五二四)

ある。(全二ノ)五二四)

とも云つて居る。

これを何故齋藤には説明してやらなかつたか、それは故らに齋藤をして自ら悟らしめる爲ではなかつたか。

要するに松陰先生の國體論の根本は全く人情と絶對他力の信仰とに基礎を置くものである。この考へ方は獨り國體論ばかりでなく、先生の哲學或は道德の根底をなすものである。講孟餘話に、

「情の至極は理も亦至極せるなり。余常に謂らく、凡百の事皆情の至極を行へば、仁用ゆるに勝(か)ふべからず……人情は愚を貴ぶ。益々愚にして益々至れるなり。」(全二ノ)三二三)と。

それ故に、人情を解しないものは、日本の國體論は分らない筈である。實に「人情は愚を貴ぶ、益々愚にして益々至れるなり」と、この場合の愚は、實は大賢を指すのである。こゝに至れば最早信仰である。一切の智を超えた絶對智の處に信仰がある。されば「疑を置く事勿れ」と云つた先生の一言は、絶對無限の意味を持つものである。かくの如き絶對他力の信仰(宗教心)がなくて

は、日本の國體は分るものでない。

次に忠孝一致が吾國の特長といふ事、こゝにも力強く斷言されてある。而して尙ほ最後の評は吾々臣民の祖先は、畏くも皇室の御先祖と同一である事と、幾千年間の情義とを述べ、決して冷たい理論や、水臭い權利義務などの間柄でないことを述べて、忠孝の一致が必然の結果たるを示して居る。

故に、これを今日の教育に考ふるに、國體精神の養成には、人情と信仰心との養成を準備することが、最も必要な所以を知る事が出来る。

(二) 齋藤の第三書

この書は、第二書に對して先生から、これ以上分らなければ、よく自分で考へよと突き放された齋藤が、それでも猶ほ疑問が解けず、仕方がないから、遂に友人や他の先輩、特に山縣太華といふ老儒などに、ぶつゝかつて見たが、更に疑問が増すばかりで、愈々煩悶して居つた。處がつひ近頃、一友人と議論中に、ふと先生の説を思ひ出して、始めて豁然と悟つた。これ皆先生の御蔭であると云ふ意味の、御禮の書である。

先生はそれに対して、それはよかつた、私などの説が君を啓發したのではない。僕は只朋友として少し許りの意見を述べた迄だ、と答へて居る。實に門弟に對する禮の厚き、又己を持する謙

遜なる態度は、聞くも勿體ない限りではないか。(全四ノ六七〇)

○攘夷論

(一) 夏夷の辨

松下村塾記にある夏(華)夷とは、文明と野蠻といふ意味である。然かもその文明とは、單に物質文明の事ではなく、主として道義的精神文明の事を指して居るのである。更に又、その文明が精神に關する限り、卑きより高きに發達すべき性質のもので、道德の卑い野蠻人と雖も、修養して高度の道德に達すれば、文明人と云つてよい。(全二ノ三二〇) 然らば今歐米諸國を指して夷と云ふは何故であるかと云へば、彼等は實に人道を無視して他國人を侮辱し、國家の體面を毀け、遂にこれを侵略するからである。即ち先生は次の如く述べて居る。

夏夷の辨(は)君子の慎む所にして、孟子の論深く春秋の意を得たり。春秋の法、諸侯にして夷狄の禮を用ゆれば、是を夷狄にす。夷狄にして中國に進めば、是を中國にす。故に春秋の夷狄を疾むは、純ら夷狄なるに非ず。中國を以てして流れて夷狄に入るを惡むなり……(全二ノ三二〇)

中國夷狄の論、淺見氏(諸賦遺言の著者淺見納齋)と同じ。窃かに亦敬服す。然れども、余の墨・魯を斥けて陋(ろ)となし、醜(しう)となすは、其蠢然(無智)として、寇(あだ)を爲すの禍心未だ艾(を)めざるに就て言ふものなり。(全二ノ五二四)

(註) 歐米諸國が東洋を侵略したる事實、就中日本を侵略せんとしたる事實は、徳富蘇峰著近世日本國民史廿一卷彼理來航當時及ペルリ提督日本遠征記參照。

淺見氏の意見は、一體華とか夷とか云ふ事は間違である。一國が他國を指して文明とか野蠻とか云ふ事はよくない。人情・風俗・禮儀・道徳といふものは、その國々によりて異なるもので、自國を以て他國を律することは出来ぬといふのである。淺見氏は徳川の中頃、承應・正徳年間の人で、攘夷問題などの起らない時代の人である。彼は、支那人が我國を夷といふのを憤慨して論じたものであるから、松陰先生とは立場も違ひ、時代も違ふ。然し淺見氏の云ふ如く、一國が他國を指して、紊りに夷といふことはよくないといふ點には同感である。又窺かに敬服して居る。然し今の場合歐米諸國を斥けて夷といふのは、それとは違ひ、人道を無視して我を侮辱し、やがては侵略せんとするからである。と先生は云つて居る。

尙ほ彼の夷等が前非を悔いて、道義的文明人になつたならばこゝろよく對等の交際をしてやるべきであるが、その場合に於ても、自國と他國とは全く平等とするわけには行かぬ。即ち

淺見綱齋著 靖獻遺言講義中に、

華夷とは吾國を主とし、外國を客とする事である。又道徳は近きより遠きに及ぶべきもので、例へば人には皆親があるが、自分の親は特別に大切にする義務がある。されば、

「(他)人の親の頭ははらるゝとも、我親の頭ははられぬ様にするが、子たる者の義理ぞ……」とある様に、これ亦綱齋と同感であつたのである。

(口) 攘夷の意味

夏夷の辨が、以上の如く道義的のものとするれば、攘夷の意味も亦、當然道義的のものでなければならぬ。即ち松陰先生は

方今外夷四面より我が釁隙を伺ふ。この時に當つて六十州の人心を一塊石となし、以て彼小醜を懲らし、海波を清めん事、尤も願ふ所なり。(全二ノ二七五)

今神州を興隆し四夷を撻伐するは仁道なり。それを礙る者は不仁なり。仁豈不仁に勝たざらんや……(全二ノ三八九)

等と云つて居る様に、全く道義的正義の劍を以て、王道を世界に行はんとするものに外ならなかつた。

(ハ) 攘夷の方法

先生の考へる華と夷との辨は、正々堂々たるものであつたが、これが實行となると、中々容易なことではなかつた。當時日本の有する實力、主として武力といふものは、誠に微々たるものであつた。否武力としての人力は兎に角、武器即ち物質的武力が、殆んど皆無と云つてよい位であ

つた。勿論陸戦用の武器は、若干あつたが、海戦用の武器即軍艦は皆無であつた。外夷に對しては、この海戦用の武器が、最も必要なものである事は勿論である。是に於てか、一本調子の攘夷は全く無謀有害である。先生は流石兵學者だけに、この間の消息に通曉して居つた。されば先生は云つて居る。

甲、つらく今日（安政三年）の時勢を觀察するに、幕府が、アメリカ・ロシアと和親條約を結んだ以上は、我よりこれを破壊してはならぬ。若しそんな事をすれば、信義の道が立たぬ。それ故に、今日の計は、條約を嚴守し、國力増進を計りて、北海道や琉球をよく開墾し、力が出來たならば、朝鮮を取り、滿洲をひつぱりつけ、支那や印度を味方にして、攻勢の態度を執り、以て防禦を完全にすれば、（中略）アメリカもロシアも何の事はない。前年吾々に加へた無禮の罪を責めるも宥すも、我意のまゝである。だから今時北條時宗の故智に倣つて、外人などを斬つたとて、何にもなるものでない。（全三ノ三九）

茲に見る通り、今暫くは隱忍自重して國力を増進し、すつかり戰備を完成した上で、東洋聯盟を形成して、然る後猛然として攻勢を取り、問責の師を起せといふのである。

乙、右の東洋聯盟に就て問題となるのは、その形成の仕方に就いて、武力的征服の意味を含んで居るのであるが、その後これは平和協同の意味に變つて居る。即ち安政五年には、

雄略を振ひ四夷を馭せんと欲せば、航海通市（開國）にあらずんば、何を以て爲さんや。若し封鎖鎖國坐して以て敵を待たば、勢屈し、力縮み、亡びざるを何ぞ待たん……凡そ皇國の士民たるものは、公武に拘らず貴賤を問はず、推薦拔擢して軍帥船司と爲し、大艦を打ち造り船軍を習練し、東北は蝦夷・唐太より西南は流叫・對馬に至るまで憧々として往來し、虚日あるなく通漕捕鯨以て操舟を習ひ、海勢を曉り、然る後往いて朝鮮・滿洲及清國を、然る後廣東・咬啮吧（今のジバ）・喜望峰・豪斯多辣理を問ひ、皆館を設けて將士を置き、以て四方の事を探聽し、且つ、互市の利を征す。この事三年を過ぎずして略辨ずべし。然る後往いて加里浦爾尼亞を問ひ以て前年の使に酬ひ、以て和親の約を締ふべし。果して能くかくの如くなれば、國威奮興し、材俊振起し、決して國體を失ふに至らざるなり……（全四ノ一〇七、原漢文）

先生は、かくの如く積極的開國主義であつて、退嬰卑屈の自滅的鎖國攘夷とは、大いに趣を異にするものがある。

松陰先生は、元來何事にも進取的の人であつて、兵學の如きも、採長短補はその研究的方針であつたのである。

丙、根本策

先生は攘夷の方法としては、色々と對策を考へたけれども、結局その根本の策は、武器や金の

如き物質ではなく、矢張り人間の精神であると云つて居る。例へば、

亞墨奴が歐羅を約し來るとも備のあらば何か恐れん

備とは艦と礮との謂ならず吾敷洲の大和魂(全五ノ一八九)

の二首の如き、或は又獄舎問答中、資治通鑑抄の

軍ちうものは、道具でするものと思ふて居る馬鹿ものがあるから、是を抄録致したのじや。一體軍は機と氣で勝つものじや。字を知らぬ奴等は、機といふ氣といへば、器と聞て、道具の事と思ふは片腹いたし。乙卯五月十六日(全二ノ一二九)

の如き、武器よりも精神を重んずべきことを力説して居る。なほ先生は更に進んで、その大和魂とか、機とか氣とか云ふものは、何であるかと云へば、講孟餘話に、

「聞く、近世海外の諸蠻、各其賢智を推擧し、其政治を革新し、駿々然として上國(吾國)を凌侮するの勢あり。我何を以てか是を制せん。他なし、前に論ずる所の我國體の外國と異なる所以の大義を明にし、闔國の人は闔國の爲めに死し、闔藩の人は闔藩の爲めに死し、臣は君の爲めに死し、子は父の爲めに死するの志確乎たらば、何ぞ諸蠻を畏れんや……」(全二ノ二六四)

と、要は國體の第一原則に立歸つて、其處から限無き力を得ようと云ふのである。

○尊皇攘夷の本末問題

先生は兵學者であるから、國防問題が一番早く氣がついたであらう。それは無理からぬ事である。それ故に先づ世界の大勢に着眼し、想定敵國の状態に注意し、然る後にその國防の見地から國內一致和合の必要が考へられたといふ事も、敢て思考の順序を誤つたとも云ひ得ないであらう。ところが、國內一致の爲には皇室中心であるべきは當然の事であるが故に、右の思想の順序は攘夷が原因(始)であり、尊皇が結果(終)となり來つたのである。先生は二十七歳の秋に至るまでこの考へ方に就て、別に不思議にも思つて居なかつた。然るに或友人(多分安藝の傑僧龜從五位守和官歎露)に啓發されて、その誤りである事を悟つた。先生はこの時の事を次の様に述べて居る。

天朝を憂ふるによりて遂に夷狄を憤る者あり。夷狄を憤ふるによりて、遂に天朝を憂ふる者あり。余幼にして家學を奉じ、兵法を講ず。(山馬流兵學のこと)夷狄の國患にして憤らざるべからざるを知る。爾後偏へに夷狄の横なる所以を考へ、國家の衰ふる所以を知り、遂に天朝の深憂一朝一夕の故にあらざることを知る。然れども、その孰れか本、孰れか末なるやは、自ら信ずる能はざりし。さきの八月の間、一友(多分歎露)に啓發せられ、矍然として始めて悟れり、從前天朝を憂へ、並に夷狄を憤ふる爲めに見を起せしは、本末既に錯り、眞に天朝を憂ふるにあらざるなり。(全三ノ五七原漢文)

かく考へて見れば、尊皇と攘夷との本末は、實に重大なる問題であつた。自ら尊皇家を以て任じ

て居つた先生にしては、實に不思議な事であつた。然し事實は事實、先生の自白であるから致し方はない。それは兎に角、正直な先生は、此處で矍然として驚き、今迄の考は本末顛倒であつて實は尊皇が本であつて、攘夷が末である事を悟つたのである。換言すれば、尊皇であるが故に攘夷であるの理を悟つたのであつた。先生はまた、

熟々考へて見るに、一國の根本原則と云ふものは二つある。一つは萬世不易の原則であり、他はその時々、時勢に應じたる原則(普通國是といふ)である。然かもその時々、時勢に應じたる原則は、結局は第一原則に歸一するものである。即ち

一時の定めと、萬世の定めと、分ちてこれを二となす。而かもその本は一なり……(全三ノ五 七原漢文)
然らば萬世の定めとは何であるか、それはとりもなほさず天祖の神勅でなければならぬ。換言すれば尊皇の根本精神である。然らば一時の定めとは何か、それは攘夷の國是である。故に天祖の神勅を絶対に信仰して、これに歸一して行くなれば、日本の發展期して待つべく、攘夷問題の如きは立どころに解決すべきものである。と云つて居る。

「而もその本は一なり」とは、攘夷は尊皇の爲の攘夷であるから、その本は一なりと云ふのである。なほこれを敷衍すれば、吾々日本人は天祖の神勅を奉じて、人道を世界に行はんとするものである。神武天皇の詔勅に、この事が拜さるゝ。

「上は則ち乾國を授くるの徳に答へ、下は則ち皇孫正を養ふの心を弘め、然る後六合を兼ねて、以て都を開き八紘を掩ふて宇と爲さんこと、亦可からずや……」(日本書紀 第三卷)

この使命、果さんが爲には、神聖なる我國に侮辱を加ふる夷等を、容赦して置く事が出来ぬ。必ずや、これを懲し、以て改心せしめねばならぬ。かく考ふるならば、攘夷は決して一時の問題ではなく、矢張り萬世の定に歸するものである。これを先生は、

（萬世の定め）……今吾天祖の勅（天照皇大神の天壤無窮の神勅）を奉じ、列聖の徳を戴き、これを一心に斷じ、これを萬世に得れば、

（一時の定め）……乃ちこれ（夷）を諭すも、これを誅するも、これを殲すも（勝手次第なるべし）、豈特に一時の定のみならんや。(全三ノ五 八原漢文)

と述べて居るのである。

斯くの如くして、神勅は遂に日本の骨髄であり、又同時に筋肉でもある。神勅ありての日本であつて、日本は神勅以外の何物でもない事が、愈々明らかになつた。故に日本の榮枯盛衰は一にかゝりて、この神勅を絶対に信仰するか否かにある。されば日本の國歩艱難の場合、日本を救ふべき根本の力は、皆この信仰から出て來なければならぬのである。

かくて尊皇攘夷論の問題は、只單に一時の應急策ではなく、日本の日本たる所以、即ち日本人

の日本人たる所以の自覺は、全く此處から起らなければならぬ。つまりこれが、日本國の存する限り、永久の原則である。

茲に絶対の信仰とは、即ち絶対他力の事であつて、一切の自我を没却して神勅と歸一する事である。かくの如くして小なる自我も、神勅と一致する事によりて、絶対無限の力を與へらるゝ事となる。先生はこの信念を以て一切の國家問題を解決して居るのである。これを神勅一元論と稱へようと思ふ。若しこれに反して、少しでも自我の臭が残存するならば、絶対信仰とは云ひ得ない。否信仰又は信ずるとも云ひ得ないのである。

○神器論及忠孝一致論

松陰先生は思考の原則として、すべて宇宙間のものは、元は一つであると考へて居る、勿論世には多元論もあるけれども、その多元も亦結局は一元の顯現であるとする。元來心そのものが已に一元である以上、思考の究極も亦一元でなくては、満足出来ないのではないか。故に先生は、「一本二本と云ふ事、誠に切要の事なり。一本は天地の常理、皇國の大法にして、漢土聖人の至教なり。事々物々に就いて熟考すべし。」(全二ノ三三二)と云つて居る。

故に所謂南北朝問題でよく論ぜられる、神器と正統と何れが正しいかといふ問題でも、神器と正統とは別々のものでないと云ふ考である。その意味は、神器は天皇の御意志を表現するものである。天皇の御意志は即ち天照大神の御意志であつて、正統の天子が完全に御意志を表示された場合に、始めて神器となるのである。故に天皇の御意志にあらざる神器はないのである、といふ見解である。

斯くの如く先生は神勅の絶対信仰者であるから、その神勅の繼承者であらせらるゝ、否神勅そのものであらせらるゝ現在の天皇の勅命を以て、絶対命令と信ずるのであつた。さればその歌に、

すめかみのみことかしこみしづが身はなり行くまゝにまかせこそすれ(全五ノ三三三)

と、こゝでも親鸞の「たとひ法然上人にすかされまらせて、念佛して地獄におちたりとも、さらに後悔すべからずさふらふ」が、思ひ合される。

兎も角も、先生はなり行くまゝに任すのであるから、勅命が變らうが變るまいが問ふ處ではない。故に安政五年の秋、長州藩の役人共が、攘夷の勅命が變るかも知れぬから、暫く模様を見て居たらよからうと云つたのに對して、今は今の勅命に従ひ、變れば又變つた時の勅命に従へばよいじやないか、假令勅命に従つた爲にどんなにならうと差支はない。或は變るかも知れぬとて、今の勅命に従はぬ法があらうかと、難詰に及んで居る。つまり先生は討幕論でも非討幕論でも、皆この一意勅命に従ふといふ精神が根本をなして居る。

又次に掲ぐる一文は、先生の神勅の信仰が、その晩年、いかなる境地にまで達したかを、知るべき好箇の材料と思はれる。即ち、

天照の神勅にひつぎのさかえまさんごと日嗣之隆興二天壤無窮レ有之候所、神勅相違なければ日本は未だ亡びず、日本未だ亡びざれば正氣重ねて發生の時は必ある也。只今の時勢に頓着するは神勅を疑ふの罪輕からざる也。

皇神の誓おきたる國なれば正しき道のいかで絶ゆべき

道守る人も時には埋もれどもみちしたゑねばあらわれもせめ 矩方(全六ノ四〇〇)

これは先生が最後に江戸獄に投じてから、愈々最期に近づきつゝあつた安政六年の十月十一日に、同囚の堀江克之助(贈從五位)に宛てたものである。實に徹底したる信仰ではないか。苟も信仰たる以上は、絶對たるべきは當然乍ら、斯くの如き大乘的信仰に達してこそ、日本を救ふ力が、限りなく湧き出づるのである。明治維新の志士多しと雖も、かゝる信仰の境地に達したる人は少いであらう。

忠孝一致論とは、元來道德と云ふものは一つの道理(一本)であつて、忠と孝その他總ての道德が互ひに矛盾反對(二本)すべきものではない。然も實際上矛盾すべき場合が生じた時には、兩者の間には必ず順序があるべきで、一は必ず他の下に位すべきものである。例へば忠と孝との如きは、いつも忠が先で孝は忠に一致すべきものである。故に決して忠孝兩難に困しむ事はない筈である。

七、晩年の尊皇攘夷論

先生は三十歳で亡くなつたから、晩年といふのは二十九・三十歳時代を指すのである。

(一)首はじめて尊皇攘夷を唱ふ。

先生の尊皇攘夷論は、晩くも嘉永六年ベルリ來航當時頃から、眞劍になつたと見る事も出来、その後引續き思想的にも又實際文章上にも、尊皇攘夷を唱へて居つたに拘らず、安政五年の正月に「余首はじめて尊攘説を唱ふ」(全四ノ三一四)と云つたのは、如何なる意味であらうか。

それは今迄は、尊皇攘夷と云ふ事はいひ、論ずる事は論じたが、これを我身に引受け、自分の責任だとは感じなかつた。然るに安政四年十月廿一日、米使ハリスが、江戸城に登りて條約の締結を追つて居るのに、幕府も諸侯も如何ともする事が出来ないのを知つた先生は、これではいかぬ、今迄は幕府や諸侯を餘り頼り過ぎて居た、彼等は案外だめだとあきらめて、この儘にして置いたならば、日本は必ず歐米の屬國となり、亡びるに相違ない。もうかうしては居られぬ、如何に微力でも坐視するに忍びぬと云ふので、尊皇の事も攘夷の事も、皆自己の責任として、積極的に活動し出した。これを先生は首はじめて尊攘を唱ふと云うたのである。次の文はその意味を示して

居る。

「神州も實に是きりに御座候。何とも一措置そちなくては相濟可申哉。幾重に思かへても、此時大和魂を發せねば最早時は無様覺申候」(全六)

「神州の積衰一朝一夕の故にあらず。しかのみならず近日夷虜猖獗にして、皇威を屈撓し、而かも征夷諸侯之を制すること能はず。ここに於いて私心慨然として曰はく、攘夷の事責吾輩にあり、已にして勅旨汗發……奉勅の責固より吾が輩にあり……常に謂へらく、吾れ同志と力を戮あはせ心を協あはせ、正議を村塾に唱へ、以て國脉を培養し、天下を維持すべし。自ら信ずる此の如し……」(全四ノ六五―六六原文)

(口)違勅問題、討幕論及王政復古論

安政五年六月十九日に、幕府が日米條約に調印したと云ふ報を、先生が得たのは、七月の十二日であつた。この時の先生の驚きと怒りとはどんなであつたらう。一意奉勅を絶対の信仰とする先生にとりては、勅命に違つて條約を結んだと云ふ事は、正に絶倒せんばかりの驚きであつたらう。かくて今迄は隱忍自重して討幕を口にしなかつた先生も、斷々乎として討幕論を吐出した。

「今幕府明々勅に違ふ、罪天地に塞がる、天下の諸侯は想ふに雷同阿附是非を顛倒し、犬羊を拜して皇帝となし、至尊を辱しめて寓公となし、自ら以て計を得たりとなすなるべし」(全、四ノ七八)

とか、

「征夷(大將軍)は天下の賊なり。今措て討たざれば天下萬世それ吾れを何とかいはん」(全四ノ)とか絶叫したのはこの時である。

○王政復古論

討幕論と王政復古論は、異體同心であるべきものである。故に先生の討幕論は直ちに王政復古論に導進すべきである。然るに従來即ち安政五年迄は、先生はつひ討幕とも王政復古とも言つた事はなかつた。それが先生の友人の僧月性、僧黙霖などからは、不徹底だと誹られた所以である。然らば今や討幕論に迄到達した先生は、何故に王政復古論に迄徹底しなかつたであらうか。それは第一に、觀慮未だこれを欲し給はなかつたからであらう。一意奉勅を信ずる先生には、觀慮未だ茲に至らざるに、これを強ひ奉ることは出来ないことであつた。その次には先生の性格即ち人情主義が、二百年來徳川將軍の恩義を忘るゝ事が出来ない。(全五ノ四一―四二)況んや、藩恩を思ふ時は、廢藩置縣の如き改革は、思ひもよらざる所であつた。最後にそれと認むべきは、その教育主義である。即ち至誠を以てせば幕府諸侯をして悔ひ改めしむる事が出来る。自發的に政權返上といふ事も出来ない相談ではないと考へて居つたやうである。

されば安政三年の秋、僧黙霖との問答に、黙霖は飽く迄討幕論を主張し「一筆一人(好權ともある幕府を指す)

を誅せん」とするに、先生は「一誠一人(一人は幕府)」を感じしめん」と互ひに争つて居る。(全五〇九以下三通 黙獄と往復書)

以上の様なわけで、松陰先生は政治組織否社会組織の改革問題には觸れず、現在の組織のまま、皇道復興を叫びつゝあつたのである。されば安政五年三月の書に、

征夷(將軍)は先づ諸藩を率ゐて朝廷に奉事し、諸藩は朝廷と征夷(將軍)の間を周旋して天地をして交りて泰からしめば、皇道それ興らざるものあらんや(全四ノ三二)と記されてあるやうに、眞の王政復古には參らなかつたのである。

○

以上を以て先生の尊皇攘夷思想の大體は、説明し終つた。即ちこれを教育目的の見地よりすれば、人の人たる所以、學(教育)の學(教育)たる所以を、斯くの如く深く、斯くの如く強く感じて居つたのであつた。茲に於てか、先生の所謂、已むに已まれぬ大和魂が爆發して、最早吾は眞に教ふべきものなし、といふ事が出来なくなつたのである。

第三節 尊皇攘夷論と教育

一、尊皇攘夷論の實行方法としての教育

(イ)先生は安政元年の三月に、攘夷方法の先鋒として、敵情偵察の爲に、歐米に渡航せんとして失敗して以來、概ね牢獄の中か、謹慎蟄居中で、いかにもがいても、自分からは何等の活動をする事も出来ぬ。ここに於てか、方法は自ら二つになる。一は即ち自分の考へて居る方策を人に授けて、實行する事。他は自分の思想を他に傳へて、方策は他人に任せる事である。何れにしても攘夷問題は中々容易なものではない。その内に幕府が、叡慮に添ふべく力めないと云ふので、勅旨を奉ぜよといふ聲と同時に、尊皇問題が起つて來て、問題は一層複雑になつて來た。先生は云ふ、たとひいかに困難な事でも、攘夷を決行しなければならぬ。若し今生に於て成功しなければ、幾代もくゝかゝつてその目的を達しよう。それが有名な先生の七生説である。

……余不肖なれども、聖賢の心を存し、忠孝の志を立て、國威を張り、海賊(夷)を滅すを以て妄りに己が任と爲す。一たびつたづ跌たふき、再び跌たふき、不忠不孝の人と爲る。復また面目ありて世人を見るなし。然れども、この心已に楠公諸人とその理を同じくす。安ぞ氣體に隨つて腐爛潰敗するを得んや。必ずや後の人をして、亦余を觀て興起せしめ、七生に至りて後可と爲すのみ……

(全三ノ二 五原漢文)

而して、思想を傳ふるの方法は、文章と教育による外に道はない。就中教育が最も確實にして力強き方法であつた。

(口)立論・立策・上書・建白

先生は徒らに、永遠の事を考へて居つたのみではなく、寧ろ性急と思はれる程に、論策をそれ／＼の人を通じ、朝廷又は藩府に上書建言し、その實行を迫つたのであつた。のみならず、更に進んでは、門弟知己をして直接行動をとらしめんとしたのが、概ね次の様な事である。

皇城守護策・水野土佐守襲撃策・伏見毀獄策・間部要撃策・大原下向策・伏見要駕策・清末策。

(拙著松陰先生の教育力参照)

先生は是等の策が必ず成功しようとは思はなかつたが、どうにも坐視して居られず、已むに已まれぬ大和魂の發動であつたと云つて居る。即ち、

「神州の陸沈を坐視してはどうも居られぬ故、國家へ一騒亂を起し人々を死地に陥れ度、大原策・清末策・伏見策色々苦心したるなり。是等の深慮一人も亮察する人なし。(全六ノ二七二)

と。要するに、この立論・立策・上書・建言も、亦見様によりては、實際教育と云ふ事も出来ると思ふ。故に、先生の尊皇攘夷論の實行は、必然的に教育に集中された、と考ふる事が當然である。

二、教育

(イ)時勢に適する教育と萬世に互る教育

松陰先生の教育は、一見すれば單に時勢の急に應ずる爲の、一時的應急策の如くにも考へらるる節があるが、よくよく考へて見れば、それは全く大なる誤であつて、已に尊皇攘夷の本末問題の部で論じた様に、國體問題即ち尊皇の精神は、永久の問題であるから、之に對する尊皇思想の教育は、又永久の問題たるべき筈である。而して又攘夷思想は、一時的の問題であるから、これに對する教育は、従つて一時的の問題たるべき筈である。然るにこの一時的の問題たる攘夷思想も、結局は永久の問題たる尊皇思想に歸するものであるから、是亦永久の問題である。のみならず實際問題として、今日世界の國際關係は、永久に互りて眞正なる攘夷思想の實行に待つべきものがあるから、攘夷思想の教育は、理論上よりも亦實際上よりも、尊皇思想の教育と同じく、萬世に互る教育と認めざるを得ないのである。

(ロ)富國強兵主義の教育

國防的見地即攘夷思想の精神的方面は、結局は尊皇思想の教育に歸着するが、その實行的方面は、結局富國強兵主義の教育に歸着する。先生は一方に尊皇思想の教育を實行したと同時に、他方又、常に富國強兵主義の教育を施した。これ誠にもその理想に忠實なる教育といふべきである。(全二ノ四〇三)戊午幽室文稿所載の論學校附作場(全七六)の如きは此主義の一斑を示して居るが、長ければ略する。

(ハ)教育の根源としての女子教育

先生は三つ児の魂百までといふ事を考へ、更に英雄の生るゝや、必ず賢母あるを思ひ、母の教育のいかに大切であるかをよく知つて居た、而して又女子は家庭に於ける武士道の支持者として、最も尊敬すべき所以を自覺し、女子の教育に關しては、非常に深き關心を持つて居つた。

その女子教育論は、大體良妻賢母烈女主義と云つてよいと思ふ。その詳細は先生の名著武教全書講録(全集第三卷)及妹に與ふる書簡、並に玉木叔父に贈る書簡(全集第五卷、第六卷)等に見えて居る。その中でも珍らしいものは女學校論である。第一、女學校といふ名稱が、已に先生の創造ではあるまいか、その他教科書論、並に教科書編纂の如き、大いに見るべきものもあるが、茲では省略する事とする。(民友社發行、松陰先生女訓參照)

後編 教育の實際

第一章 松下村塾以前

松陰先生は地位と境遇とに應じて、種々の教育を施したといふ事が出来る。即ちこれを列記して見よう。

第一節 明倫館時代

先生は十歳の時から、藩校明倫館に出勤して、兵學の教授をやつて居る。頗る早成の質であつたことは勿論である。さうして二十二歳江戸に遊學する迄は、引續きその職にあつた。この間の教育活動並にその方法に就いては、詳しい事は分らないが、當時の講義案及び教授日誌等より見ても、決して平凡な教へ方でなかつた事が見える。されば十一歳の折、藩主の前で講義をした時は、藩主がその講義の立派なるに驚き、兵學をして六經とその美を争はしめるものだと歎賞したと云ひ傳へられて居る。成る程その當時の講義案を見れば、決して過賞でない事が肯かれる。(全集一、武教全

書講章)
參照)

第二節 獄中の教育

安政元年先生二十五歳の時に、下田事件から入牢となり、萩の野山獄のやまに居る事一年有餘の間、憐むべき同囚の教化に打込んだその心意氣は、誠に尊いものがある。勿論獄中の事であるから、一同一室に集まつて、手を執り字を指して指導する事は出来ず、僅かに各房舎の壁間や、格子を通して、聲音の相達する間に限り、又紙片を交換する程度に止まつた事は、誠に已むを得ない。處が、だん／＼その効を認められて、あとでは獄吏獄卒共も講義に列席する事となり、時には一室に會する事も出来たかと思はれる。

この時の教育は、いかなるものであつたかと云ふに、先づ一般のものゝ爲には、教科としては習字と俳句とをやつた。これは實によい思付であると思ふ。囚人は一般に低級なものである。又偏屈癡猛なものが多い。故に六ヶ敷ことをやつても効能があるまい。即ち簡單にして、又自ら心を柔げるものに着眼したのであらう。習字は、恰かも同囚中に富永有隣といふ字の達者な者が居るので、その人に指導をさせた。又俳句は、これもその道に明な吉村善作といふものが居つたので、これに指導をさせて、先生は始終これを監督して居つたわけである。それから、その囚人の内で數名の讀書人が居つたから、これ等には上級の教育を施して居る。即ち孟子の講義をやつ

た。この時の講義録が後に有名な講孟餘話となつたのである。この孟子の講義は、實は孟子を借りて、尊皇攘夷思想を鼓吹したものである。然るに、この講義は、獨り上級者のみならず、他の一般同囚者も、自然聴講して居つたわけであるから、各々自己の能力に應じて理解した事であらう。

又この講義の外にも、色々と平易な話の中に、先生の尊皇攘夷思想を強調力説したであらう事は、十分に肯かれる。

以上は野山獄中の教育であるが、先年下田の獄に於ても、獄卒を感ぜしめた事があり、又後年江戸獄に於ても、僅か二三ヶ月の間であつたが、同囚に孫子や孟子を講義して居る。凡そかくの如く、先生の居る處は、いつも忽ちの間に人間教化の道場となるのであつた。

第三節 家庭教育

一生を無妻で通した先生の家庭には、勿論子供があるわけではないから、自分の子供を如何に教育したかと云ふ事は、知るよしもない。然し乍ら、幸に先生の實家は、兄弟あり、兄弟の子あり、近處には多くの従兄弟が居つたから、先生の教育は、先づこの方面に有効に働きかけた事は自然の勢であつた。これを假りに家庭教育と云ふのである。この家庭教育の延長が、遂に松下村

塾となつたのである。而してかくの如き経路がまた先生の理想でもあつた。されば安政三年三月に、

先づ一身一家より手を下し、一村一郷より同志々々と語り傳へて、此志を同ふする者日々盛にならば、一人より十人、十人より百人、百人より千人、千人より萬人、萬人より三軍と順々進み進みて仁に志す者豈寥寥ならんや。此志を一身より子々孫々に傳へば、其遺澤十年百年千年萬年と愈々益々繁昌すべし。(全二ノ三八九)

とその抱負も亦遠大であつた。

先生の教育活動は、獨り幼年者に對する許りでなく、年長者に對して、特に兄に對して、又父母や、叔父に對してまでも、少なからぬ教育的影響を與へて居るのである。故にこれ等も亦、或る意味での家庭教育と云つてもよいと思ふ。

家庭教育の様子は、簡單には説明出来ないが、その一二の例を述ぶるならば、父母兄弟に書物の講義をしてやつた事、又幼き者には始終訓誨の文書を與へた事を擧げ得る。

先生の母は黙々たる賢婦人であるが、先生の講義が始まると、何仕事をして居つても、「そら大さん(先生の幼名大次郎)の講義が始まつた」と云つて、眞先に講義を聴くのであつた。母が斯うであるから、弟妹達も勿論列席したに相違あるまい。この母ありてこの子あり、誠に尊い母ではないか。

兄は勿論先生の兵學門弟として起請文を出して居る位で、始終先生の講義を聴いたばかりでなく、個人的にも書を教はつて居る。その上又感すべき事は、父も亦、毎夜役所から歸ると、熱心に先生に本を習つて居る事が、先生の日記の内に見える。而して後には玉木叔父も、外叔の久保翁も講義に列する様になつた。それが又一般子弟の教育に、どれ程勵みになつたかは察する事が出来る。凡そかくの如く、先生の教育活動には一種の大なる力が後援して居るのであつた。

第二章 松下村塾

前にも述べた様に、松下村塾の成立や沿革、目的方針等を概説したものが松下村塾記である。この村塾記は、大體三段になつて居る。第一段は松下村塾が出現しなくてはならない事情を、歴史的に地理的に説明したものである。第二段は、村下村塾の教育理想は、必然かくあるべきものと斷定した部分である。第三段は、教育方法の一例を擧げた部分である。

以上の内、第二段に就ては已に述べた處であり、第三段は、又別に述べる、こゝでは第一段の沿革を、もう少し詳しく述べて置かう。

第一節 舊松下村塾

先生の叔父玉木文之進は、もと藩校明倫館出身で、相當學力があり、郡講といふ助教位になつた人である。この人が、従来杉家に同居して、若き松陰先生を教育して居つた。處が、天保十年に、都合あつて、吉田家の空家に引越して、同十三年から小さい寺小屋塾を開いた。そこで、先生を始め兄の杉梅太郎や、近所の數名が、就いて書物を教はつた。その時に松下村塾といふ看板をかけた。これが松下村塾の起りである。玉木といふ人は、朱子學を奉ずる(全五ノ四八七)熱烈なる尊皇攘夷論者で、詩文を斥けて、經書一點張りの教育方針を執つた。先生は二十歳に至る迄約八年の間、概ねこゝに寄寓してその薰陶を受けたのである。故に松下村塾の塾舎は、先生にとつては實は自分(吉田家)の持家であり、又自分の母校でもあつた。

その後は玉木先生が役目が忙しいので、塾の方を止めた。而して外叔の久保五郎左衛門が、自分の家塾を松下村塾と稱したのが、早くも嘉永五年以後であつて、それが安政四年十一月迄續いて居つた。(全三ノ二四三・五ノ九〇)

(註) 天保十三年創設(玉木家)

嘉永二年迄約八年間 玉木文之進時代 松陰先生十三歳より二十歳

嘉永五年以後 (久保家)

安政四年十一月迄四年間 久保五郎左衛門時代

第二節 松陰塾

先生は嘉永五年(二十三歳の時)約半歳程の間、杉家に屏居中、近隣の子弟を教へた事がある。それがそも／＼の新松下村塾の起りと云つてよい。その頃の日誌を見ると、後の松下村塾の時と、全く同じ様子である。(全集第七卷 睡餘事録)

それから、安政二年の冬出獄後、安政四年十一月五日迄、矢張り杉家で子弟を教へた。この約一ケ年の後半を、普通松陰先生の松下村塾時代に入れて計算する人もあるが、これは間違である。のみならず安政三年八月廿三日武教全書の講義の時からとか、松下村塾記を書いた同九月四(五)日からとか云ふのも誤りである。この時はいづれも、先生は實家の杉家で子弟を教へて居り、松下村塾は久保家にあつたのである。或は又藩府から、家學の山鹿兵學を教授してもよいと許可を受けた年月を、右等と誤り、合せてその證據とするものもあるが、これも亦大なる誤りである。家學教授許可の正しい年月日は、安政五年七月廿日である。(全九ノ四一二)

只所謂杉家に於ける松陰塾時代でも、だん／＼松下村塾の塾生がやつて来て、兩者の區別がつかなくなつた事は確かである。

(註) 嘉永五年五月より十二月迄(杉家)七ヶ月間

安政二年十二月より安政四年十一月五日迄(杉家)約二ケ年

第三節 新松下村塾

安政四年十一月五日、八疊一間の塾舎が新しく成つて、先生はこの時から塾に寝起して塾生教育を實際指導した。(後十歳)然しこの時でも、名義は矢張り久保氏であつた。それだから名實共に公に認められたのは、安政五年七月廿日に、家學教授を許されてから以後であつて、それから同年十二月、先生が塾を去る迄の約五ヶ月の間である。

然し乍ら名義は兎に角、實際に先生が教育を施した年月を概算する時は、矢張り松陰塾時代の後半部と松下村塾時代とを合せて、約二ケ年半位と見るのがよいであらう。

明治維新前後に働いた人々は、多く右の約二ケ年半の間に、長きは二ケ年半、短きは數ヶ月足らずの教育を、こゝで受けた人々である。それ等は合計五十名位あつて、維新後迄生存して居つた著名の人々は、

木戸孝允(贈從一位)・伊藤博文(公爵)・山縣有朋(公爵)・山田顯義(伯爵)・品川彌二郎(子爵)・野村靖(子爵)・松本鼎(男爵)

その他有位者十數名。

これ等は幸に維新後迄生存した人々であるが、維新前後に死歿した人々の中には、以上の人々にも増して偉大なる人が少くなかつた。例へば、久坂玄瑞・高杉晋作・入江九一・寺島忠三郎・吉田稔麿などは、實に第一流の人物であつた。これ等の人々は皆二十五歳そこ／＼で戦歿したのであるが、功により御贈位に與つて居る人々は、その數凡そ十五名ある。

以上五十名許りの門弟の内、かくの如く多數の英傑を出した事は、假令時勢の然らしむるとは雖も、誠に希世の事實と云つてよい。

(註) 安政四年十一月五日

安政五年七月家學許可 松陰時代約一ケ年餘

安政五年十二月

第四節 松陰歿後の松下村塾

先生が松下村塾を去つたのは、安政五年十一月廿九日で再び投獄されたのが同十二月廿六日である。その後は主として、妹婿小田村伊之助(後の男爵)がこれを率ゐて居つた。先生の歿後は、妹婿久坂玄瑞或は門弟馬島甫仙などが經營に當り、先師松陰の精神を維持するに力めた。明治になつてからは、玉木文之進・杉民治(兄梅太郎)などが、これを經營して、明治二十五年頃に至つたが、

遂に廢されたのである。

第五節 各時代の特色

○玉木時代は、主として經義を講究したもので、所謂大義名分を明かにする事を主とする宋學、即ち朱子學派一流の極めて堅剛なるものであつた。

○久保時代、この人は、修身に重きを置き、詩書筆札を教へたと云へば、當時としては矢張り特色のあつたものであらう。伊藤博文などが習つた時は、生徒は八十人もあつたと云ふ事である。

○松陰先生時代、これは云ふ迄もなく、尊皇攘夷思想の鼓吹であつた事、屢々述べた通りである。而して遂には一見政治結社の觀を呈したと云はれるのは、先生の次の語によるものであらう。抑吾の塾を開きて客を待つは、固より一世の奇士を得て、これと交りを結び、吾の頑鈍を磨かんとするにあり。安政五年七月十五日(全四ノ八八)。その教育方法等に就いては、以下順に述べるであらう。

第三章 教育の實施方針

後年迄松下村塾に常に掲げてあつたと云はれるものは、第一に松下村塾記、第二に士規七則、

第三に松下村塾聯であつた。そのうちで第一と第二は既に述べた。第三は後に述べるであらう。これ等はいづれも皆先生の教育方針を示すものと見てよいものである。然し乍ら先生の教育實施の具體的方針を最も適確に示して居るものは、安政五年に書いた「諸生に示す」といふ文である。即ち、

村塾(1)の禮法を寛略にし、規則を擺落するは、以て禽獸夷狄を學ぶにあらざるなり。以て老莊竹林を慕ふにあらざるなり。特に今世禮法末に造り、流れて虚偽刻薄となりたるを以て、誠朴忠實以てこれを矯め揉げんと欲するのみ。新塾の初めて設けらるゝや(安政四年十一月)、諸生皆この道に率したがひ以て相交はり、疾病艱難相扶持し、力役事故相勞役し、手足の如く然り、骨肉の如く然り。増塾の役(安政五年三月前後)には、多く工匠(の手)を煩はさず、乃ち能く成ることありしは、職もつはらこれに由る。吾れ曾て大和の谷翁三山(五位)を訪ふ。(嘉永六年四月及五月の二回)。三山曰く、吾れ充耳(つん)を以て、學を啖くはふに講ず。喜ぶ所の者は諸生相親愛し、兄弟骨肉の如く然りと、因りて數事を擧げてこれを誦よむ。余時に欣美きんみ已まず。謂ふに亦有徳の言なり。數諸生のためにこれをいふ。諸生幸に深くこの意を諒とし、次ぎ々相授く。廣川(漢の董仲舒)の門と雖も以て加ふるなきなり。因りて謂へらく、これ難からざるなり。

又嘗て王陽明の年譜を讀むに、謂はく、その門人を警發するに、多く山水泉石の間に於てすと。

竊かにその理に服す。吾れ陽明にあらざるなり、然れども朋友の切磋亦斯の如くなるべし。⁽³⁾こゝを以て會講連業未だ嘗て細墨を設けず、交ふるに諧謔を以てし、匡稚圭(漢の匡衡詩を説く滑稽にして願を解くと)詩を説くの故事の如く、近米(近ごろ)を春(はら)き圃(たがや)を鋤すの學の如きも、亦この意を寓するのみ、⁽⁵⁾擊劍、踏水(水泳)の二事は武技の最切要なるものなり。時方に盛夏にして邊警又股に、一日も弛むべからず。然れども徒に視て遊戯となし、實用を尙(た)げず、光陰を消し、學業を荒るも亦慮るべきなり。⁽⁶⁾これを要するに、學の功を爲す、氣類先づ接し、義理従つて融く、區々禮法規則の能く及ぶ所にあらざるなり。學者自得する所なくして、呶々多言するは、これ聖賢の戒しむる所なり。而して偶一得あれば、沈黙自ら護るものあり。余甚だこれを醜ふ。⁽⁴⁾凡そ讀書するは何の心ぞや。以て爲すあらんとするにあらずや。書は古へなり。爲すは今なり。今と古と同じからず。爲すことと書とは何ぞ能く一一相符ふや。符はず、同じからずして、疑難交生じ、開悟時に有り。乃ち同友相質す、寧ぞ已むを得んや。然れば則ち沈黙自ら護るものは、自得して語るべきもの無きにあらず。則ち人を以て語るに足らずと爲すなり。吾が志は則ち然らず。已に語るべきものなければやむ。苟も語るべきものあれば、牛馬卒と雖、ともにこれを語らんとす。況んや同友をや。諸生村塾に來るものは、要は皆有志の士なり、又能く俗流に卓立せば、吾は憾なし。然れども意偶感ずる所あり。故に聊かこれを言ふ。六月廿三日(安政

五年)、二十一回生書。(全四ノ八三)これを少しく説明して見れば、次の通りである。

(註、本文中、
①②③④⑤⑥
の區分
参照)

第一節 (1)形式打破内容充實

その方法としては、禮法を簡單にし、種々の形式的な規則を止める事である。當時煩瑣な禮法がはびこり、形式的の規則が多かつた爲に、内容精神が忘れられたのを矯正しようとして云ふ考であつた。その禮法が簡單であつたと云ふ事は、後年門弟が書いた書物に、餘程感心して記されて居る。又松下村塾には、規則が全然なかつたかと云ふに、實はあつたのである。即ち

規則

- 一、兩親之命必背くべからず。
- 一、兩親へ必出入を告ぐべし。
- 一、晨起盥梳、先祖を拜し、御城にむかひ拜し、東にむかひ天朝を拜する事、假令病に臥す共怠るべからず。
- 一、兄はもとより、年長、又は位高き人には、かならず順ひ敬ひ、無禮なる事なく。弟はいふもさら也。品卑き、年すくなき人を愛すべし。

一、塾中におゐて、よろづ應對と進退とを切に、禮儀を正しくすべし。

右は、第一條より終五條に至り、違背有るべからず。若背者は、第一條之科とがは、必坐禪たるべし。其他四條は、輕重によりて罰あり。(全九ノ三三四)

一々尤な事ばかりであり、さう窮屈なものではないが、それでも先生は、この規則を一度も門弟に見せた事はなかつたらしい。後年迄生存した門弟達は、皆つひぞ見た事がないさうである。以て先生が、いかに外部からの強制が教育上役に立たないかを痛感して居つたかゞ分る。窃かに規則を作つて、而もこれを門人に示さない。さういふ處にも、先生の精神が見える。その意味は、ちやんと内心の規則を作つてこれに従つて行く、即ち自律的行動を主とするといふ考である。故に禽獸夷狄を學ぶのでもなく、竹林の七賢の様な無作法を學ぶのでもない、と。

なほこの外に所謂規則といふべきものももう一つある。それは松下村塾記の終りの方に、訓育上の等級をきめて居る。然しこれも一度も實行した事がなかつた。

第二節 (2)相互扶助協同一致

松下村塾では、先生も塾生も一緒になつて、米を搗いたり畑仕事をしたり、或は炊事をしたり掃除をしたり、又或時は塾舎の建築さへもやつた。何の爲かと云へば、師弟とも共に、疾病艱難

相扶持し、力役事故相勞役し、以て手と足との如く、骨と肉との如く、同心一體とならんとする精神的融合を目的とするものであつた。

第三節 (3)のびくした教授法

講義にも作業にも、規則を設けて束縛しない。寧ろ愉快に教授し學を樂しむやうに指導する。時には滑稽諧謔を交へて頤を解くの教授法をやつた。といふ事は、あの謹嚴な肖像からは想像出來ない事である。然し松陰先生の性格は、あの肖像のみでは判斷する事は出來ない。謹嚴な一面に、非常に滑稽味に富んだ人で、親兄弟に宛てた手紙などにも、盛んに滑稽ユウモアを交へて居るし、それを玉木叔父が大變感心した返事などもある。例へば非常に骨が折れる事を形容するに、烏賊を喰つた猫の様だと云つた様な事もある。

第四節 (4)實用の爲の討論研究

凡そ吾人が讀書するのは、大に爲すあらんが爲であり、つまり現代に應用せんが爲である。處が書物は已に過ぎ去つた事を書いてあるのだから、その儘では、今直ぐには役に立たない。故にこれを今の世に役立てようとするならば、大に工夫を要する筈である。茲に於てか、衆智を集め

て討論考究する必要がある。温故知新とは斯くの如くする事である。之れ故に黙然として書を讀んで居る許りではいけぬと云ふのである。

第五節 (5) 文武兼備

文武兼備はその教育主義である。故に兵學は主なる課目であつた。然し茲ではその一部を示し、撃劍と水泳とを奨励し、他の文書では、一般兵隊や小銃發射や兵式操練等をもやつて居る。只この場合には、遊戯の様に耽溺してはならぬと。

第六節 (6) 教育の要訣

教育の秘訣は、師弟が先づ精神的に契合し、然る後に物の理がわかるのであると、これは實に千古の名言であると思ふ。先生は自己の經驗と思索との結果、この斷案に達したものであつて、これが、この教育實施方針の結論であり、大眼目であつた。

○茲に注意を要する事は、かくの如く血氣の青年を指導するに、一切の禮法規則を廢し、自律主義の教育方針をとるとすれば、必ず我儘亂暴に陥り易い。ところがそれが、事實は案外うまく行つて居つた。これ全く先生の人格とその行による自然の感化の然らしむるものであらう。

先生は規則を書いて置いて置いても、人に示さない位の人であるが、自分の心中には大小無數の整然たる規則が出来て居つて、これを自分で實行して居る。所謂自律的に行動して居るのである。それを見て居る門弟は、いかに強制的の規則がないからとて、心の籐たがをはづしてしまふわけには行かぬ。自分は自分相應の籐即ち内心の規則を作つて、これに従はねばならぬ事となるのである。

然し人は始終緊張ばかりして居られないものである。時には籐が弛む、まして先生の許を離れると自然に弛むのは仕方がない。或る時先生が野山獄に去つてから、門弟の佐世八十郎が長崎に行くので、塾の同志が送別會をやつた。酒も出たらしく、大いに氣焰をあげ、劍を抜いて柱などを斬つたらしい。又恰度折も折、高杉晋作が江戸に遊學中、試し斬りをした事が報せられた。それが犬を斬つたとあるが、果して犬であつたか、その邊の事はわからない。兎に角さういふ事が先生の耳に入つたので、先生はしたゝかこれをたしなめて居る。安政六年二月、諸友に與ふといふ手紙はそれである。その要は、

いつも喋々とおしやべりをするものは、一旦大事な場合には、啞者の様になるものだ。いつも大氣焰を揚げて居る者は、一旦大事に臨むと、火の消えた様になるものだ。聞けば佐世の送別會の時に、塾生が劍を抜いたとか、又高杉は犬などを斬つたとか、さてく情ない事だ、これでは諸君の氣魄が衰へる事察すべしだ。僕などは死生全く眼中にないから、今にも斷頭臺に上

つたとて、血色は諸君よりもよからうと思ふ。然し、「平時は大抵用事の外一言せず、一言する時は必温然和氣婦人好女の如し。之れが氣魄の源なり、慎言謹行卑言低聲になくは大氣魄は出るものに非ず……(全六ノ二三九)」

と、以て無制限の規則なしではなく、始終監督を怠らない事が分る。のみならず、先生の如き大教育者にして始めて、この方法は最良の教育法である事を立證するに足ると思ふ。

第四章 教育的精神

教育的精神とは、教育を教育たらしめる處の精神であつて、先生に於ては、至誠と、愛と熱との三つであつた。但しこの場合の至誠はすべての根本であつて、愛と熱はその根源より流れ出づる力である。

第一節 至誠

先生は至誠の人であつた。先生は至誠その物なるが故に、吾々は先生の行動、その文、その詩歌を讀んで泣かざるゝのである。試に奉拜鳳闕の詩や、永訣書・留魂録(全四)等を讀んで、泣かないものはあるまい。かくの如き至誠の人先生は、又深き至誠の信者であつた。

「至誠にして、動かざるものは未だこれあらざるなり」とは孟子の一句であるが、先生はこれを以て教育の根本原理と信じ、さうしてこれが偉大なる効果を現はして居つたのである。然るにこれは單に自己の主觀的信念である以上、客觀的には時ありてその通りに參らない事もあつた。安政五年の冬再び野山獄に入るや、餘り過激な議論をしたり、門人を使つて實際の策動をやるといふので、門人達が、先生の身を案じて、父及玉木叔父等と相談の上、一切手を引いた事がある。この時先生は、これを以て公然たる絶交と考へ、悲憤その極に達し、遂に絶食自殺を計つた事があつた。成程先生にとりては、折角年來育て上げた門人達が、どれもこれも皆自分を棄て、離れて行く有様を見ては、本當に居ても立つても居られなかつたに相違ない。誠に氣の毒の次第であつた。この時にも自分は至誠が足らぬ爲に事茲に至つたのだと云つて、自らを責めたものである。先生は、かくの如き事件が起る度に、益々至誠を疑つては、愈々益々深く至誠を信じ乍ら、精進して行つた。

先生は安政六年の五月、愈々江戸に送らるゝに際して、又もやこの至誠の問題に直面した。つまり、「至誠にして動かざる者は未だこれあらざるなり」といふ一句は、果して眞理であるかどうかと、今更の如く深刻に疑ひ出したのである。故に親友であり妹婿である小田村に書を送つて、自分は廿年程學問をし、年も亦一人前の三十歳だが、この至誠云々の語が果して眞なりや否や

は十分に分らない。故に今江戸に至りて、身を以てこれを試して見ようと思ふ。……」
と云つて居る。然しかくの如き深刻なる疑問は、徹底的に至誠を實行しようとする人にとりてのみ、起るものであるから、今度先生が、いかに堅き決心を以て至誠を實行しようとしたかと窺はれる。故に處刑の前夕に書いた留魂録に、

秋出發の際「一白綿布を求め、孟子の至誠にして動かざる者は未だこれ有らざるなりの一
句を書し、手巾へ縫付(け)、携(へ)て江戸に來り、是を評詮所に留め置しも吾志を表するなり、
去年來の事、恐多くも、天朝幕府の間、誠意相孚(和)せざる所あり、天苟も吾が區々の惻誠を
諒し給はゞ、幕吏必吾説を是とせんと志を立たれども」
とあるのは、この間の消息を物語るものである。

然るにその江戸評詮所に於ける熱烈至誠の辯論も、遂に獄吏を説服せしむる事が出来なかつた
ので、父叔兄に對する永訣書には、

「平生の學問淺薄にして、至誠天地を感格する事出来不_レ申、非常の變に立到申候……」と、
又留魂録には、

「蚊蝨山を負ふの喩、終に事をなすこと能はず、今日に至る。亦吾が徳の菲薄なるによれば、
今將誰をか尤め且怨んや」(全四三)と、

矢張り至誠云々の一句は眞理であるが、自分の學問が淺くて力足らぬ爲に、その力を發揮する
事が出来なかつたのであると諦めて居る。然し先生は、決してかくあきらめる必要はなく、この
告白こそは至誠そのものに成つたもので、最後の呼吸に至るまで、言々血を吐く先生の至誠は、
遂にその死後門人の心を動かし、引いて一藩を動かし、幕府を動かし、更に日本全體を動かし、
明治維新の大業を成し遂げ、然かもなほ永久に互りて、吾等日本人を動かしたつゝあるのではない
か。

さて然らば、至誠とは如何なるものであるか、先生は二十四歳の時、至誠の解釋を下して、至
誠に三義ありと申して居る。即ち一に曰實也、二に曰一也、三に曰久也と。皆實行の見地に立
つた解釋である。後更に事前に窮理せよとの一項を加へ、最後に祈願の一項を加へて居る。(全一ノ
三〇三) 思ふに至誠とは心の限りを盡す事、私利私慾の自我を否定し去りて、始めて到達する處
の、普遍にして妥當なる精神であらねばならぬ。先生が安政六年正月の絶食祈願は、正にこの意
味である。かくの如き境域に至りて、始めて人間は天地の神髓に觸れて、萬物一元の眞理に達す
る事が出来る。一元に達すれば、恰かも大洋の水の如く、一波動けば萬波動くの道理にて、萬物
皆動く所以の原理は此處にある。

第二節 愛

(イ)愛

松陰先生は天性愛の權化であつた。故に時には人類愛、生物愛を超えて、器物に迄及んで居る。されば江戸に於ける刑死の一週間前に書いた永訣書中にも、家には「私平生用候硯」を祭つて呉れる様に、その「硯」は、嘉永二年の七月赤間ヶ關で買つたもので、その後十年餘り、吾が著述を助けてくれた可愛い、功臣である云つて居る。

かゝる人柄であつたればこそ、人にも愛され、従つて門弟が吸ひ付けられるやうにその門に集つて来て、その教育が成功したのであつた。然し乍ら先生はこの天性以外に何の辨へもない愛であつたかと云へば、決してさうではない。先生はその天性愛の上に、常に透徹せる理性が閃いて居た。故に

「僕友義甚厚きも他に非らず。國の爲めに一命を抛て呉れる人共なれば、氣體血肉皆吾れと連接するを以てなり」(全六ノ二二四)

と云つて居る様に、國の爲めに人を愛するのであつた。而してその愛するや殆んど絶對的であつた。これが教育的愛となつて現はれる。後に述べる所の吉田榮太郎に對する如きはその一例であ

る。又村塾記事は、正にその教育的愛を説明して居る。即ち、

天下の書蓋四大別あり。曰はく、經・史・子・集なり。四者を通じて習ふ者、各々その精を究むれば、これを博學と云ひ、博學にして要を失へばこれを雜學といふ。雜學は以て學となさず。

こゝに於てか専門の學また廢すべからざるなり。

有隣(富永)已に村塾に入り、塾生大いに振ふ。十數歳の童(子)傍訓を假らずして文字を讀むもの、駸々として輩出す。就中四生あり、二十二史及資治通鑑を以て各々課となし、專修して功を見んと欲す。一浮屠(僧)あり、専ら諸集を修む。

それ經は則ち大にして、子は則ち難く、童子の治め易き所にあらざるなり。(然れどもこゝ)數年の後には、史より經に入り、集より子に入るに、未だ必ずしも人なきにあらざらん。吾の待つ所はこれなり。然りと雖、これ皆漢學者流のみ。又二生あり。一(人)は、賀茂(眞淵)・本居(宣長)二先(生)の軌轍に従ひて、古學を講じ、古書を讀まんと欲す。(他の)一(人)は、水戸藩及び頼氏(山陽)の流派に、派りて、國體を明かにし、皇道に通ぜんと欲す。これ益々樂しむべきなり。

(然るに)有隣余に謂つて曰く、諸生斐然(うつくしい)として徳を成し、材を達せば、三年(又は)七年にして、章を成すこと(豫)期すべく、(若しその時に至らば)吾れと子とは、はた何(の)

長處)を以て自ら(師となりて)居らんやと、余曰く、諸生材を成し能を成すこと皆果して彼の如くなれば、吾は乃ち不材無能を以て自ら(師となつて)居るを得べく、これ天下の大快なりと、有隣これを肯く。余乃ちこれを書し以てその成を待つ。(五四二)

前の方は、松下村塾に於ける指導の方針を示し、中頃は門人達の勉強振りを説明して居る。而してその結論の意味は、人の最も難しとする名譽をも棄て、愚昧に甘んじ、ひたすらに門人達の上を祈る心であつて、平凡人の難しとする所、流石は偉大なる教育者である。

思ふに教育者は常に人の下敷となつて、黙々として喜び勵む、一種の狂愚者でなければならぬ。故に先生は、よく自ら「狂愚」の號を用ゐた。されば教育者程、世間的に割の悪い役目はあるまい。然しそれだから尊いのだ。一番割の悪いものが一番尊く、一番割のよいものは一番卑しいのは天下の通則である。だから教育者は、始めから割の悪い役目を樂しむの覺悟がなくてはならぬ。然るに近頃はともすれば、その覺悟を裏切り、却つて自己の立身出世の爲に、教育を利用する者がある。かゝる心掛の人は到底眞の教育は出来る筈がない。

(口)得_{ヒト}人_{ヒト}

先生が晩年傾倒した大思想家は明の李卓吾である。この人は普通陽明學派に數へられて居るが、最も禪に近い思想を持つて居る人である。先生は安政六年正月にこの人の名著李氏焚書を耽

讀し、李氏より友人の耿天臺かうてんだいに與ふる文を抄録して、その上に短評を加へて居る。この短評こそ先生の教育魂を知るに最も重要なものである。即ち

(李氏の文意)李氏が耿天臺を指して、あなたの止むに止まれぬまごゝろは、何人に對しても「泛ねく人を愛する」のであつて、誰彼と「人を撰ぶを欲せず」皆一樣に愛するといふお考であるが、自分の已むに已まれぬまごゝろは、「吾が道の爲めに人を得る」にある。故に輕しく人と一緒にならぬのである。この邊が少しくあなたとは立場がちがふ」

(松陰先生評)

吾れこれまで人を愛するのみ。ちかごろ(この文を讀み)始めて人を得るの境界を悟る。然れども卓老(李氏を指す)とも亦自らちがひあり。(全九ノ一 五頁漢文)

これで分るやうに松陰先生は天性の人間愛者であつたが、又一方には意識して「人を愛する」態度の人であつたと見える。その先生が、これ迄の人を愛するといふ態度に不満を感じて、始めて人を得るの境界を悟つたと云ふのである。思ふにこの場合に於ける得人の解釋は容易でないが、卷頭に述べた先生の人生觀並に教育觀から推して、得_{ヒト}人_{ヒト}とは、互ひに肝膽相照し、共に手を握つて天地の大道を進む彼我一體の境地を指すものであらう。この場合勿論意識的には道の爲め、即ち日本國の道の爲めであり、それが人類愛とも通じ、理性愛又は絶對愛とも一致して居る

のである。而して李氏との差は如何なる點であつたか、極めて微妙なる點のやうに思へるが、或は李氏の論理主義に對して、松陰先生は、人情主義であつたのではなからうか。この邊のところは猶研究を要する問題である。

第三節 熱

先生は人間性善説の信者であり、いかなる悪人と云へども、善性に立ち歸るものと信じて居つた。故に獄囚の教育などもやつたのである。のみならず、王政復古の問題なども、今俄に幕府を討伐して、國民を戦亂の巷に投じようとは考へられない。故に黙霖が永年政權を横領した姦人(幕府)を筆誅し、一氣に討幕の學に導かんとするに對し、先生は、一誠を以て幕府を覺醒せしめて、穩かに先づ皇道復興に迄持つて行かうとするのであつた。(四二頁王政復古論參照)かくの如く、人間の性善を決して諦め果てずに、これを導かうとする心、これが熱烈なる教育力となりて現はれて來る。かくて遂には、乃公出でずんば蒼生を如何せんと云ふ大決心も亦、此處から出るのであつた。安政五年の首めに、尊皇攘夷の全責任を、自ら負ふたのもそれが爲である。安政五年の暮、松下村塾を去らんとする時に、壁に貼付けたといふ詩がある。寶祚の隆えまさん事天壤とともに、千秋その貫を同じくす、

何如せん今世の運、

大道は糜爛だらんに屬す、

今我岸獄に投ず、

諸友半ば難に及ぶ、

世事言ふべからず、

この學かへりて觀るべし、

* 東林泰明を振ひ、

* 大學衰漢を持す、

松下陋村と雖も、

誓つて神國の幹とならん。(四三三)

* 明末に東林黨の連中が衰運を挽回したこと、

清の末に大學の書生達が大いに士氣を鼓舞して國運を維持したことを指す。

或は又、「長門の勤王は唯一義卿(松陰)のみ」(三四二)とか、「防長の勤王の發言は嗚呼が間敷候へ共拙生なれば……」(二八九)とか、「吾同志中には吾輩程に志を徧くし、時勢を洞觀したる人なし、さればうぬぼれながら、吉田善卿神州の爲めに自愛すべし」(三〇四)とも云つて居るのである。

かくの如き意氣込を以て、門人を指導した先生の教育も、その効果少きを見るや、遂に決死の教育となつて來た。安政六年四月、門人野村和作に宛てたる書中に、

「僕が死を求むるは、生(き)て事をなすべき目途なし、死(し)て人を感じず。一理あらんかと申所と、この度の大事に一人も死ぬものなき、餘りもく日本人が臆病になり切(つ)たがむごいから、一人なりと死(ん)で見せたら、朋友故舊生殘(つ)たものは、少しは力を致して呉ふかと云



迄なりと……」(全六ノ)
(二八五)

と、又知人安富惣輔に與ふる書にも、

「今諸友は心死し、身も死す。吾のみ何ぞ獨り生きんや、如かず先づ死して以て諸友の心を堅めん……」(全四ノ)
(二九一)

以上の如く先生にありては、門人に教ふるところの事柄それ自身が、既に死を決して敢行すべき事であつたから、先生にも、勿論決死の覺悟があつたには相違ないが、彼の教育熱は、實にこの決死の二字より發現したるものは相違ないのである。

先生の教育の成功は、以上至誠と愛と熱との力である。然かも先生のこの教育的精神は、全くその性格の致す處であるが、又その一面には先生が屢々懺悔・自警・自勵したる如く、一面は全く修養の結果であつたのである。教育者として以上三つの素質なきものは、教育者たるの資格なきと同時に、こゝに向つて修養を怠るものは、又教育者たるの資格はないものと知るべきである。

これを要するに、松陰先生の教育的精神として、別に變つたものではない。寧ろ平凡な精神、わかりきつた原理である。然し偉大なる教育者は、その平凡な精神、わかりきつた原理を徹底的に實行するのだ。それが平凡人には眞似ができないのである。されば教育は、決して平凡人の出來得べき事ではない。今の世に教育の効果の上らないのは、餘りにも平凡な教育者が多いからではないのか。されば非凡人出でよ。非凡人となれ。これが目下の急務であらう。

第五章 訓 育

先生が如何なる育て振りをやつて居つたかを示す爲に、その門弟の一人を、どんな風に扱つたかを述べて見よう。

第一節 入 門

門人の一人吉田稔磨(稔磨)は、幼名を榮太郎と云つて、先生の生家杉家とは、つひ垣根一重の隣家に居つた足輕の子で、天保十二年生であるから、先生より十一年下である。この人は安政三年から六年迄、先生の教育を受けた人である。後年國事に奔走して縦横の奇才を振ひ、遂に元治元年七月、京都池田屋事變で戦死した。時に行年二十四であつた。

先生の住める松本村の隣近所では、十四五歳にもなれば、殆んど皆先生の教を受ける習はしであつたが、この榮太郎は隣家に居つても十六歳まで、とんと先生に寄りつかず、十六の冬に、友人増野の紹介で、ひよつくり先生の許にやつて来て、勉強し度いから教へて頂き度いといふのである。先生はにこ／＼しながら、ではこれから一緒に本を讀まうかねと云つた様な調子で、ちや

先づこの本を讀んで見ろ、と差し出されたのが、韓退之の文章で、その子供の符が、城南に讀書すといふ題の文(註、古文 眞寶参照)である。榮太郎は暫く讀んで居たが、こんな學問はいやだと突返した。この文は功利主義満々で、單に立身出世の爲に學問を勧めて居るからであらう。先生は榮太郎の顔をつくづく見乍ら、あゝさうか、それではこれはどうか、と又一本を差し出した。それは孟子の萬章章で、孟子が百里奚は賢人だと辯護して居る文である。榮太郎は又暫くそれを讀んで居たが、僕はこんな學問はいやだ、この百里奚といふ男は、自分の國王は馬鹿だから諫めても仕方がないと云うて、他の國に行つて總理大臣となつた奴ではないか。いくら國王が馬鹿でも、諫めもしないで他國に行く、そんな道理はない、それを賢人だなどゝ以ての外だ、孟子といふ奴はもの分らぬ奴だ、と云はぬばかりの見幕であつた。

これを聞いた先生は、心中大に喜び、豫て榮太郎は傑物だと聞いては居たが、正しく傑物だ。將來必ず見込があると、心中喜んだが、そしらぬ顔をして、さうかく、よしそれでは話さう。學問といふものは斯々の處から手を下すものだと言ふ様に、懇切に指導してやつた。

右の問答は、今日で云へば入學試験である。榮太郎はその入學試験に見事に及第した。流石は將來大活動をした人物だけあつて、及第點も滿點であつたらう。

第二節 名字説

それから榮太郎は晝も夜も先生の處に来て勉強した。大晦日の日などは、徹夜をして讀書した。炬燵にはひつて寝ころび乍ら、先生は、どうだ詩を作る事を教へようと云つた具合に、教へたものであつた。爲に榮太郎の學力は、急に進歩した事は勿論である。

それから先生は、榮太郎に名と字とをつけてやつた。(全、三ノ二〇一)これは先生の教育法として最も重きを置いたもので、その名字の説明書を與へ、以てその人の美點を伸ばし、缺點を矯めようといふのである。一生の稱呼に、かゝる教訓が含まるゝ以上は、他人も注意するし、本人は勿論終生の教訓として尊重する筈である。榮太郎には名は秀實、字は無逸とつけてやつた。秀實はすぐれた苗だから必ずよい實を結ぶであらう。然も無逸でなくてはならぬ。といふのである。なほ秀實は我國では蒲生君平先生の名であるし、支那では唐の段大尉の名で、いづれも豪傑だ。お前もこの人々に負けない様にやれと附加へて居る。

それから暫くすると、榮太郎は、蒲生君平と段秀實との傳記を探し出して、これを抄録して持つて參つた。先生は大に喜び、この抄録を兩秀録と名づけ、これに跋文を書いて賞めてやつた。斯うしたやり方が先生のやり方なのである。(全三ノ二〇三)

第三節 錢 別

翌安政四年の初秋に、榮太郎は三人の不良少年を連れてやつて来て、これを先生に頼み、自分も監督するからどうか教育してやつてくれといふ。先生もその頼みを入れて、深切に教育してやつた。(全三)さうかうする中に、榮太郎はお上の御用で江戸に行く事になった。その時に先生が反物一反をはなひけにした。それに次の様な手紙がついて居る。(全五)

一上張地一

右菲薄之至に御座候へ共、聊御東行之驢に致候。拙者家の紋を出度も存候得共、其儀憚有之。差控申候。不圖昨年面會已來不_ニ一方_ニ御世話に相成、毎々申候様、偶然とは乍_レ申、貴所と稱號を同する事、如何にもよしありげに覺候。拙者身上は御存之通にて、已に自ら決定致居候得共、後來之所貴所ならでは孰か微志を繼可_レ申。兼ても申述候通別に其人あらば貴所力を添られよ。若無_ニ其人_一候は_レ貴所が即其人と存候。此度御身上も少しくクツロガレ候事に付、何卒天下國家之爲と被_レ存候て、拙者心願筋御取繼ぎ被_レ下度頼入候。此度の東行前條の論より見候はば、無用の大有用と拙者におゐて甚欣喜に存候。申も愚に候得共萬事無_ニ御油斷_一様御出精可_レ被_レ致候。天下國家の御事は、中中一朝一夕に參るものに無_レ之、積年の至誠積みにつみての上

ならでは、達するものに無_ニ御座_一候。贈り物は菲薄と雖、愚心の注せる所は菲薄にけ無_レ之候。深々御垂察被_レ下候は_レ本望不_レ過_レ之候也。

安政四年八月二十八日

吉田 寅 次 郎 (華押)

吉田 榮 太 郎 殿 足 下

この一通の手紙を見ても、先生がいかに門人を信頼し、又丁寧懇切、愛情の溢るゝものがあつたかを見る事が出来る。

第四節 總 交

それから色々の事件が起り、先生の血盟團事件の時などは、榮太郎は眞先に奔走したけれども成功はしなかつた。然るにその後先生が野山再入獄から、榮太郎は一向に手紙を呉れないと云ふので、先生が榮太郎の變心を疑つた様な手紙をやつた(全、四ノ二九九無)。それからといふものは、先生がいくら手紙をやつても、榮太郎は答へない。とうとう、今迄はお守の様に肌身を離さなかつた名字説と、兩秀録の跋文とを返してよこした。流石の先生もこれには驚いて、泣いて手紙を書いた。その中に、「お前はわしを捨てゝもよい、わしはお前をすてる事は出来ぬ」とある。それでも榮太郎は答へない。それから先生が愈々江戸に護送さるゝといふ事が分つてから、門弟達は

皆お別れに行つたのに、お隣の榮太郎は顔も出さぬ。遂に彼は師との最後の訣別もしなかつた。然し先生は、江戸獄から、當時江戸にあつた門弟高杉晋作に宛てた書中に、「吾れ榮太を愛する。昔日の如し……榮太遂に棄て難し……」(全六ノ三九四)と云つて居る様に、門弟がどんなに背いても、遂に棄てる氣になれないのである。これが先生の教育的精神である。然し榮太郎はその後どうしたであらうか。

先生は、その年十月廿七日に死刑の宣告を受け、江戸傳馬町に逝いた。この時も榮太郎は、まだ先生の實家杉家に顔も出さなかつた。(吉田家所藏 吉田稔磨年譜)かゝる場合にかくの如き行動をとる事、普通の人情よりしては解せられない。然し榮太郎は、彼自身として信ずる處があつたらしく、人並の事をやるのがいやであつた。而して窃かに精進百日計りもやつて居つたといふ事である。

第五節 復 活

その後どん／＼時勢が變り、榮太郎も國事に奔走して居つたが、先生の刑死後五年目の文久三年には、榮太郎は藩から次の様な辭令を貰つた。

清内育 榮太郎

右先年吉田寅次郎に従學せしめ、兼て尊皇攘夷之正義を辨知し、心得宜、往々御仕方も有之

候に付、身柄一代前書の通り被_レ遣_レ之。名字被_レ差免_レ被_レ準_レ士履_レ候。委細前廉被_レ仰出_レ候御仕法被_レ達候事。

*註 清内は父、育ははぐくみと訓み、扶養の意である。

その時、榮太郎は母宛の手紙に、次の様に申送つて居る。

同七月六日母宛書

……御國にては、何卒なるべきだけしづかに被_レ成、平日同様おとなしく被_レ成候様いのり_と。親類中計に酒御だし被_レ成、よそのよふに大さかもり大さわぎ被_レ成間敷候様ねがひ_と。御扶持方一番に、吉田先生え御みき御さかな御あげ被_レ成候。偏に先生の御かげに御座候。私が申たといはずに御あげ被_レ成候。内輪は誠にしづかに被_レ成候様此上ながらいのり_と。……」
こゝで始めて榮太郎の眞意が分つたのである。謎が解けたのである。矢張り先生が最後迄信じられた様に、榮太郎は榮太郎であつた。榮太郎も亦、遂に先生の至誠愛には動かされずには居らなかつたのである。(拙著松陰先生の教育力参照)

第六章 教 授 法

松陰先生の教授法は、先きに教育實施方針のところ述べて来た様に、要は自學主義である。これ

は獨り先生のみに限つた事ではないが、先生に於て一層著しいものがある。以下尙ほ教授法に關係ありと覺しきものを列擧して見よう。

第一節 讀書

(種類)昔の教育は、讀書が即ち教育であつた。故にその書物の種類が又科目でもあつた。當時使用した書物は、道德・政治・經濟・兵書・歴史・地理・文學の如き殆んどあらゆる問題に及んで居る。その内で最も多かつたのは歴史である。これは後に述ぶる如く、先生の學科目撰定の意見に基くものである。而してその中心をなすものは、所謂尊皇攘夷思想に役立つもの、富國強兵に役立つものといふのが、その標準であつた。

(數)かくてその數はまづ萬卷を讀めといふのが、標準であつた。それ故に松下村塾の柱には常に

萬卷の書を讀むにあらざるよりは、安ぞ千秋の人たるを得ん。

一己の勞を輕んずるにあらざるよりは、安ぞ兆民の安を致すを得ん。

の聯が掛けてあつたのである。

(順序)先生は晩年の告白に、自分は幼少より漢籍にのみ親しんだか、これは大間違であると云

つて居る。その意味は「外國の書を讀む者は、先づ神州の體を知り而して後可也」(全三〇)と云ふ事であらう。

(方法)講孟餘話が、先生の讀書法の實際を示したものである。これによりて先生はいかなる點に着眼し、いか様に解釋すべきものかとよくわかる。尙その上に、講孟餘話の所々に、特に讀書法に就て述べて居るところがある。即ち「書を讀むには立言の本旨を味ふと主とす」(全二〇)とか、「凡そ讀書の法は吾が心を虚くし、胸中に一種の意見を構へず、吾が心を書の中へ推し入れて書の道理如何と見、其意を迎へ來るべし」(全二六)の如き、或は又「讀書の効は晝夜を捨てず、寸陰を惜みて是を勵むに非れば、其功を見る事なし」(全三三)の如き、皆適切なる讀書法の注意であつて、その一句々々を、味へば味ふ程限なき教訓となるものである。

次に先生自身の讀書法は力めて抄録し、時に同一書を再三に及び、必ずこれに評を加へつゝ讀んで行つたものである。従つて門弟にも抄録をすすめ、一回の抄録は十回の通讀にも勝ると信じて居つたらしい。

その他方法としては、當時一般に行はれて居た會讀・對讀・講義等があつた。其講義の仕振りは次の歴史の講義の部に述べてある。

又先生には思學銘と云ふ文章が残つて居る。これは「晝日之れを學び暮夜之れを思ふ」事で、

只一回の讀書を以て、能事終れりとし、よく／＼慎しみ思ふ事である。論語の「學んで思はざれば即ち罔し」から思ひついた事であらう。又講孟餘話にある次の文は一層細かに説かれたものである。

今の學ぶ所の四書五經は皆聖人の學なり。然るに善の善に至らざるは熱の一字を闕く故也。熟とは口にて讀み讀みて熟せざれば心にて思ひ、思ひて熟せざれば行ふ。行ふて又思ひ、思ひて又讀む。誠に然らば善の善たること疑なし。(全二〇)

第二節 作文

作文は大いに奨励した。且つその答案は詳細に批評して返して居る。(全四ノ詩)その批評を見るに、文の構成などを直して居る處もあるが、それよりも思想の指導が主であつて、事尊皇攘夷に係はるものは、全力を盡くして指導して居る。

作文の指導上最も珍らしきものは、題を課するを好まぬ事である。(全四一)而していつも各自自由にて題を撰擇せしめて、自由創意を奨励して居る。然したつた二度程題を課した事がある。然も課するからには、實に堂々たるものである。例へば安政五年の夏、天朝から諸侯に課せられた、時勢對應策に就ての意見を課した事がある。即ち

村塾策問一道(全六ノ三)
○原漢文

恭しく今茲三月廿日の 勅諭を捧讀すれば、天情皇神を畏みて 列聖を重んじたまふ。恨むらくは幕府の墨夷と交通するを。因りて更に幕府に令し、三家諸大名をして、心を竭して建言せしめたまふ。事已に行下す。思ふに幕命日ならずして吾公に下らん。吾公の奉答固より賢籌あるべし、何ぞ微臣の過憂を待たん。然れども事實に國家安危興替の界と爲す。凡そ臣子たるもの、義として宜しく愨然傍觀すべからず。若或は下問を辱くせば、亦將に何を以て爲さんとするや。諸君生平書を讀む。志は固より皇室に在り。情は常に夷虜を愾く。その嘗に見る所を疎んじ、悉さざることあるなく、以て下問の日を待たん。四月十二日。(先生の答案は全集第一卷一〇七頁にあり)と。又作文の批評の懇切である事、且つ徹底的である事、並に先生としての態度の謙讓なる事などは、已に齋藤の文に於て見る如く、他には多く類例を見ないものである。

第三節 歴史

一、歴史一般

講孟餘話に、

讀書の術の如き、世或は經を好み史を廢する者あり。是れ大に非なり。吾常に史を好み、古人

の行事を見て、志を勵す事を好む……(全二)(三四八)

とある様に、教科目としては歴史を重んじた。その理由は、兄杉梅太郎と、經學か史學かに就て問答した書簡に明らかである。

(前略)經學へ基かぬ學文にては捌け不申との御事、寅(松陰)も左様思はぬにても無御座候。象山翁(佐久間)經學者にて、往年從遊せし時も、論語を熟讀すべき由段々かたり、寅其時は不甚然と申、歴史を讀んで賢豪(賢人豪傑)の事を觀て、志氣を激發するに如かずとのみ申居候處、象山云、夫では間違が出來ると。然(ども)遂に不從其言……寅は謂らく、春秋は不可レ讀。其以下歴代の史を歴觀し、其難斷所は、古人の衆論を以て已が工夫を加へば、人間の大義自ら明ならん。又經書を讀むに勝らんか……(全五)(三一八)

と。これは自分の修養の爲の議論であるが、又移して以て一般門人の教科目撰定の場合に、あてはまる事である。

要するにこの問題は、論理か事實かの問題であつて、先生は實證的にして動的なる史學の、人を動かす力に着眼し、思辨的靜的なる論理、或は哲學(經學)に優るものと認めて居るのである。かくの如き理由によりて、先生自身は好んで歴史を研究した。而して先生の性格は、それに最も適當した人であつた。然らば如何なる歴史が、最も重んずべきものであつたらうか、前述の手紙

には、春秋以下支那の歴史を列學して居るが、それが本意であつたか。

二、國史、安政元年の冬、從弟玉木彦介に與ふる書に、

(前略)僕足下に國史を讀むを望む。漢事に明にして、國事に茫乎たるは學人の通病なり。故に宜しく先づ國史を讀むべし。國史は近古より始めよ、上古は幽遠にして、中古は悠優その史皆讀み難く、幼學の及ぶ所にあらずるなり。近古は又宜しく藩史より始むべし……(全二ノ七一)(八原漢文)

とある。これは國史を重んずると共に、吾々に最も近い時代と近い場所より始めよと云ふのである。それは易より難にと云ふ方法上の顧慮も大いにあるが、内容上の重要性が主眼であつた事は勿論である。

又安政四年に書いた日記にも、
丁巳日乘(安政四年)

正月元日、佐々木龜之助來りて云ふ。學校また科目を設け、大略三等とす。經學兼諸子、歴史兼國史、詩文兼諸集なりと。余謂へらく、科目の設けあるは、大いに教育に便にして、以て固僻の習ひを破るに足る。然れども國史を以て幹と爲し、凜然國體を立つるにあらずんば、則ち吾は望む無きなり。(全七ノ四五)(三原漢文)

と。佐々木龜之助は門人である。正月元日に來りて、學校即ち萩の藩校明倫館では、學科目の改

正があり、斯々の三つに分けるさうだと云ふ事を聞き、それを先生に知らせた。先生がそれに對する意見を述べたのが右の次第である。

こゝに最も重大な事は、國史研究の主眼點である。いかに國史を讀めよと云へばとて、只漫然と研究したのでは、何の役にも立たぬ。而もその國史の觀方に就ては、千種萬様の見方がある筈である。然らばどの見方に重きを置いて行くべきか、そは右の日記中にある通り「凜然國體を立つる」にあると、先生は飽く迄もこの道徳的の見方を主張する。これは所謂春秋の見方に立脚したもので、文化一般の立場より見れば、いさゝか偏狹のやうにも見える。然し先生の教育方針から云へば、かくあらねばならぬ事が明白である。即ち國家の危急に際してこれを救ふべき根本力の養成としては、それが最も適當であつた。又今日及將來の國民教育としても、これが根本的方法である事も、争はれない事である。

三、國史の教へ方、その歴史の教へ方に就て、門人の横山幾太(從六)が、日本外史を習つた時の回想に、

「先生曰、外史は平氏を始めとすれども、長州人は毛利氏より始むべし云々。側らに地圖を備置き一々指導せり。又假令ば吉川公の愛宕山に上るの論と、小早川の合力して備中に會する論の如きに至れば、先生必ず卷を措き、人々をして其意見を述べしめ、且つ先生も亦示す處あり。故を以て毎朝僅かに拾枚位讀るに過ぎざれ共、實に他の先生に學び、百枚も素讀するに勝さる事遠く、益を得る事多かりし。嗚呼人を教導誘掖する世の及ぶ者あらざる處なり……」

……」(全一〇ノ
五四八)

と。その一斑を推す事が出来る。

教科書としては、日本外史・日本政記・國史略・皇朝史略が一番多かつた。次は支那の歴史で、「小兒輩へ十八史略、元明史略之次に此册(清三朝實錄探要)を與度奉_レ存候(四五三)」と云つて居る。上級のものには史記や資治通鑑が最も多く用ゐられた。

四、著述、先生は歴史好であり、又修養上の必要條件と一致して、よく歴史を讀んだばかりでなく、又よくこれを批評し且つ整理して、一大著述の準備をして居つたかに見える。資治通鑑抄(全二〇ノ)・宋元明鑑奉使抄(全、八ノ)・明倫抄(全、八ノ)・外蕃通略(全、二七ノ)・外史彙材(全、八ノ)・李氏續藏書抄(全、九ノ)・左氏兵戰抄(全、九ノ)、その他讀餘雜抄中の歴史部(全、三八ノ)等の如きは、その一例である。

右の内、外史彙材は、安政元年の暮頃に、日本外史目錄並に評註といふ著述を計畫して居た時の材料をまとめたものである。なほ進んで今代史略著述の計畫があつたが、事成らずして終つたのは惜しい事であつた。

先生の歴史好きは、門人にも移り、入江杉藏の午未傳信録となつた。これは入江が先生の意を受けて、安政五六年頃の現代史を編んだものである。先生は大いに喜んで序文を書いて居る。完成を見るに至らずして江戸に去つたが、これだけでもせめてもの慰めであつたらう。

尙ほ又先生は自ら歴史上の著述を計畫し、知人門弟にすすめた許りでなく、小は一番より大は朝廷、幕府に至るまで、史局を盛にして官撰歴史の編纂を提唱し、上は六國史以下の缺を補ひ、以て世道人心を正し、善政を指導せんとした。實に千古の卓見といふべきである。(全二ノ二一、二ノ三) 要するに右の事實より見て、先生は中々の史學者であつた事が分る。(四六、六ノ四一三)

第四節 地理

安政元年、兄宛の手紙に「地利(理)學は弟篤く好み且其才ある方に御座候」と云つて居る様に地理も亦好きな學問の一つであり、又人にも勧めた。下田事件の相棒であつた金子重之助に、曾てかう云つて居る。「地を離れて人なく、人を離れて事はない、故に人事を論ぜんとする者は先づ地理を研究すべきだ」と。金子はこれを大いに然りとなし、切々地理書を讀み、旬日ならずして概ね世界の大勢を會得した。(全二ノ四七四)

先生が讀んだ地理書は、日本は勿論、坤輿圖識・海國圖志・海國聞見録・和蘭紀略等の外國地理書にも及んで居る。

地理研究の究極は實地旅行に限る。先生はこの意味でよく遊行をし、又人にも勧めた。而して先生は、詳細なる旅行日誌を作つて居る。西遊日記・東北遊日記・癸丑遊歴日録・長崎紀行(全、第七)等これである。此等の日記の内容を見れば、先生の所謂地理を學ぶ要點を見得るのである。

第五節 兵學

兵學は先生の専門の本職である。故に若い時は勿論、兵學に全力を傾倒したが、後年に至るも決して忽にしなかつた。家學の山鹿流は勿論、あらゆる和流兵學にも注意を向け、進んで支那兵學・西洋兵學にも及んで居る。然もその各には、先生の兵學の骨子を代表すべき名著がある。即ち和流では武教全書講録があり、支那流では孫子評註がある。西洋流としては、まだ十分熟して居なかつたが、西洋歩兵論といふ短篇物がある。かくの如く先生の兵學は時流に一步を擢んで居つた事は確である。

前の二著は、いづれも當時の實際にやつた講義録である。これによりて、その専門學の教授方法をも見得るのである。而して兵學は、只座上の空論ではない。故に度々武術や兵式操練を合せ指導した事が記録に残つて居る。(全一ノ二八五、四) (全二ノ六ノ七九)

第六節 實業教育

共に先生の愛弟子たりし品川子爵と野村子爵の話に、先生から支那の經濟史である欽定康濟錄を讀ませられた事、而してそれが内務省官吏や神奈川縣知事時代に、大いに役に立つた事をいひ傳へて居るが、富國強兵主義と衣食足つて禮節を知るとは先生の持論であつた。故に門弟の指導にも始終經濟の點に注意を怠らなかつた。而してその事は獨り書籍の上に止まらず實際の指導もやつたらしい。松下村塾に於ける畑作り、米春きの事等も、その意味に考へられない事はないが、或年は門弟と共に養蠶をやつた事もある。その時の詩に、

蠶織かいことおりものは神世つたへよりの遺、輕あかしかく煖あかく誠まことに人によし。五畝各々宅を環かどり、植うゑたる桑葉あざは茶々あざたり。織り成す萬端まはの帛さゆは、天下の親を奉たもずるに足る。何如いかならん松下邑まつもと、蠶事かいこと近ちかる振ふるはず。

牆下かきねのもと豈いかに桑かなからん、或は伐きりて束薪まきに代かへしか。吾れ獨り衆議しりぞを排しりぞけ、試たまひに養やしなふて煩わづを憚おそらず。兒童こどもまた力を致いたす、條えだを摘とみ四隣しりぞに走る。蠶事かいことは學事まなごとを妨さぐ、先づ三句さんごを荒あすを期もちす。

則ち三句を荒すと雖、聊か造化の仁を贊し、一邑の先となり、以て天神の恩に報いんと欲す(全三ノ四〇三)

結論

安政六年五月十八日先生が愈々東送せらるゝを惜しみ、松下村塾の塾生一同から「塾政並に教諭方」に就いて「大眼目に相成候處(の)一言被_レ仰置一度」と申出た時に、先生は塾政の大眼目は塾の後繼者小田村先生の命を奉ずるにある。(全六ノ三四)と答へて居る。

何と云つても教育は教師である。その故に教師の修養が根本的の要求となつて来る。此點に於て今日の教師の修養はあまりに薄つべらではないのか。所謂半わがりの哲學と、應接に違のない新學説の爲に、始終攪亂されて、何等確乎たる信念を擧んで居ないのではないのか。

思ふに修養は落着きである。落着きは大磐石の如く、重くして且深く、どつしりと大地に根底を下ろして居らねばならぬ。故に輕と、薄と、卑と、淺とは最も禁物である。宜しく氣を落着けて、兀々として時間を惜まず、底力を養ふべきである。

教師の修養上特に注意すべき點は、孟子の所謂、「人の患は好んで人の師たるに在り」である。松陰先生はこれを説明して、

「凡學をなすの要は、己が爲にするにあり、己が爲にするは君子の學なり。人の爲にするは小人の學なり。而して己が爲にするの學は、人の師となるを好むに非ずして、自ら人の師となるべ

し。人の爲にする學は、人の師とならんと欲すれども、遂に師となるに足らず。故に云く、記聞の學は以て師となすに足らずと共なり」(全三四)

と、自己の修養を忽にして教育はないと云ふ意味であらう。誠に教育は修養であつて、教育の意識を滅却し去つた修養こそ本當の教育なんだ。

修養の目標は何かと云へば、教育的精神を養ふのである。先生の教育的精神は、已に述べたる如く、至誠と愛と熱であつて、要は己のすべてを人の爲道の爲、即ち國の爲に捧げる事である。故に先生の教育に耳を傾けるものは、先づ第一にこの精神の體得に向つて猛進せねばならぬ。

附 録

文政十年詔

杉百合之助寫

文政十年二月十六日

詔 書

詔、不旌德則勸善之道缺焉、不致賞則報功之典廢矣、征夷大將軍源朝臣、武鎮四方、文覃萬方、久守爪牙之職、重荷股肱之任、有黎民鼓腹之樂、無蠻夷猾夏之患、朝家益安、海宇彌平、曩新宮室、規模復古、交修政典祭祀興廢、其德宏大、其功豐盛、已極武備重職、未加文事尊官、今任大政大臣、宜賜左右近衛府生各一人・近衛四人・隨身兵仗焉、式表丕績、普告天下、俾知朕意、主者施行、

神國令 (神國由來)

玉田 永 教

恭以は大日本は神の國なり。神の國と申は、天地開闢の時神顯われまします。是を國常立尊と

申奉る。祭る所伊勢外宮是なり。此神より七代を過て、伊弉諾・伊弉册尊淡路の國磯馭鷹嶋にて天照太御神を御誕生あれまし給ふ。天照太神、高天原にて三種の神器を持せ玉ひ、天津彦火瓊杵尊に御授、當今 天子まで一百二十六代の間連続させたまふ。誠に萬世無窮の神の國なり。士農工商是皆神の血脈にあらざるはなし。神武天皇より廿九代宣化天皇まで、一千一百九十三年。吾が神國いまだ外國の方便を知らず。神以て神に傳へ、皇以て皇に傳ふ。萬民正直の外他事なし。今日神の國に生れ、神の衣服を着し、神の五穀を喰ひ、神の家に居て、神の恩を報じ奉る事を不知ものは、實に人面獸心なり。儒道は人皇十六代應神天皇の時、始て渡り來る。佛法は人皇三十代欽明天皇十三年冬十月、百濟國の聖明王怒利斯致と云者を使として、始て佛像經卷幢天蓋を奉る。此時に及んで、蘇我稻目・蘇我馬子是を信仰して、吾別莊を寺と營、此佛像を安置す。是日本佛法の始にて、其古跡倭の國橋寺是也。是より弘るは、花嚴宗・法宋(相)宗・俱舍宗・常(成)實宗・三論宗等なり。併し是等 神國の掟にかなはず遂に斷滅す。夫より年數立て、天台宗・眞言宗・淨土宗・一向宗・禪宗・日蓮宗追々弘まる。然れども、祖師の掟を背く邪欲の出家は、神の國に住居する事を辨へず。剩さへ、己が身神の血脈たる事をしらず。利欲を貪らんがため、世間の人を誑惑す。哀哉、時の人の謀計をしらず。抑唯一宗源は神の正道にして、五十餘

欠

九日江戸傳馬町入獄○十月廿六日留魂録成る○廿七日(陽曆十一月廿一日)午前十時又は正午頃獄中にて刑死○廿九日小塚原に葬る。

欠

昭和十二年四月十五日
昭和十二年四月十五日
昭和十二年五月廿五日
昭和十三年二月廿八日
印發行
再發行
三版發行
訂正發行
四版發行

吉田松陰先生の教育

定價金二十五錢

著者 廣 瀨 豊
東京市外保谷村下保谷二三八番地

發行者 前 田 信
東京市小石川區高田豐川町四三番地

印刷者 小 谷 實
東京市小石川區林町四一番地

太陽印刷株式會社

發行所

東京市小石川區
高田豐川町

東京武藏野書院

振替口座東京六七一四六番
電話牛込五〇九番

滿鮮臺海外定價二十八錢

海軍大佐 廣瀬 豊先生著述書冊

- ◇ 訂 吉田松陰の研究 品 定 價 二 切 圓
- ◇ 續 吉田松陰の研究 送 料 價 十 四 圓
- ◇ 松陰先生の教育力 定 價 十 二 圓
- ◇ 軍 人 小 訓 送 料 價 十 四 圓
- ◇ 軍 人 道 徳 論 定 價 三 十 圓
- ◇ 軍 紀 の 研 究 送 料 價 十 四 圓
- ◇ 松陰先生士規七則講話 定 價 一 圓 三 十 切
(日本放送出版協會)
- ◇ 吉田松陰講孟餘話 品 定 價 四 十 錢
(岩波文庫)
- ◇ 同 書 簡 集 送 料 價 四 十 錢
(同)
- ◇ 松陰先生にゆかり深き婦人 定 價 四 十 錢
(廣瀬豊夫人 廣瀬敏著)
- ◇ 山廉素行自筆中朝事實 送 料 價 六 十 錢
(廣瀬大佐 校訂)
- ◇ 寫 眞 版 送 料 價 二 十 二 圓

素 行 集 (國民精神文化研究所) 近 刊

255
1
151

終

